

別記第1号様式

会派名

社会民主党

支出調書

代表者	経理責任者	起案者
		

区分	事由	費目金額				小計	
① 調査研究費	東京都庁・世田谷区・船橋市行政調査(旅費)	交通費		旅費	112,860	112,860	
		資料作成費		調査委託費			
2 研修費		会場費		講師謝金			
		交通費		旅費			
		資料作成費		食糧費			
3 広報費		会場費		交通費			
		資料作成費		広報誌(紙)			
		送料(折込料含む)		ウェブページ掲載代			
		振込料					
4 広聴費		会場費		交通費			
		資料作成費		茶菓子代			
5 要請・陳情活動費		交通費		旅費			
		資料作成費		振込料			
6 会議費		会場費		交通費			
		資料作成費		振込料			
7 資料作成費		印刷製本費		翻訳料			
		振込料					
⑧ 資料購入費		法規追録代		参考図書代			
		有料データベース等利用料		振込料			
9 人件費		賃金		社会保険料等			
10 事務所費		備品購入費		事務機器等リース代			
		印刷代		振込料			
⑩ 通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)		郵便料等			
		その他					
使用者	共通	支出年月日	2018年 1月 23日	現金出納簿 支出番号	#/	合計	112,860 円

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 4/

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 飛 田 義 昭



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	112,860円（1人あたり 37,620円） ※別紙、旅費計算書のとおり	
目 的	庁舎内保育施設の行政調査のため（東京都庁）	
	子ども条例の制定経緯と運用についての行政調査のため（世田谷区）	
	保育士の処遇改善についての行政調査のため（船橋市）	
用 務 先	東京都庁（東京都新宿区）	
	世田谷区役所（東京都世田谷区）	
	船橋市役所（千葉県船橋市）	
内 容	東京都庁（施設内保育施設の視察・調査）	
	世田谷区（子ども条例の制定経緯・経過・その後の施策等への反映について）	
	船橋市（保育士の処遇改善に取り組むまでの経緯と背景、処遇改善の内容・効果等）	
期 間	2018年 1月30日 ～2018年 1月31日（ 1泊 2日）	
行 程	別紙行程表の通り	
出張(調査等)者 氏 名	・飛田 義昭	・
	・八重樫 小代子	・
	・飯塚 裕一	・
	・	・
	・	・
	・	・
特 記 事 項		

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	2018年 1月 22日
			許 可 日	2018年 1月 22日
			支 出 日	2018年 1月 23日

上記金額を受領しました。

2018年 1月 23日

申請代表者氏名 飛 田 義 昭



# 平成29年度 社会民主党 行政調査行程表

## 1 行程

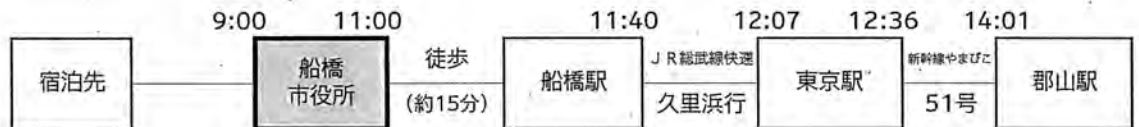
□ 1日目：平成30年1月30日（火）

東京都庁：都庁内保育所について  
世田谷区：こども条例について



□ 2日目：平成30年1月31日（水）

船橋市：保育士の処遇改善について



## 2 調査者

3名

飛田 義昭 議員（会長）  
八重樫 小代子 議員  
飯塚 裕一 議員

## 3 調査項目

- (1) 1月30日（火） 10:00～11:00  
東京都庁  
・都庁内保育所について
- (2) 1月30日（火） 14:00～16:00  
世田谷区  
・こども条例について
- (3) 1月31日（水） 9:00～11:00  
船橋市  
・保育士の処遇改善について

## 4 連絡先

- 東京都議会局管理部総務課 松原様  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL：03-5320-7111
- 世田谷区議会事務局 山塚様  
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
TEL：03-5432-2778
- 船橋市議会事務局 内藤様  
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25  
TEL：047-436-3015

## 5 その他

# 行政調査旅費計算書

会 派 名：社会民主党

参加議員：飛田 義昭、八重樫 小代子、飯塚 裕一

日 程：平成30年1月30日（火）～1月31日（水）

行 先：東京都庁（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）  
 世田谷区役所（東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号）  
 船橋市役所（千葉県船橋市湊町2-10-25）

1月30日	郡 山 駅	東 京 駅	新 宿 駅	下 高 井 戸 駅	世 田 谷 駅	三 軒 茶 屋 駅	東急田園 都市線 急行 南栗橋行	錦 糸 町 駅	小 岩 駅	船 橋 駅
	JR新幹線 やまびこ 120号 226.7	JR中央線 快速 高尾行 10.3	京王線 京王 八王子行 6.1	東急 世田谷線 三軒茶屋行 3.1	東急 世田谷線 三軒茶屋行 1.9	18.6	JR総務線 西船橋行 8.0	JR総務線 千葉行 10.4		
運 賃	4,000	390※								4,390
急行料金	4,000									4,000
グリーン										0
実 費										0

※東京駅から船橋駅まで計算。

東京駅から東京都庁（新宿駅）、世田谷区（世田谷駅）への移動は交通雑費で対応。

1月31日	船 橋 駅	東 京 駅	郡 山 駅							
	JR総務線 快速 久里浜行 23.2	JR新幹線 やまびこ 51号 226.7								
運 賃	4,430									4,430
急行料金		4,000								4,000
グリーン										0
実 費										0

交通費 16,820 16,820

日 当 3,000 × 2日 = 6,000

宿泊費 14,800 × 1泊 = 14,800

合 計 37,620 円 × 3名 = 112,860円













出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 41

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。



出張（調査等）議員名

・飛田 義昭		・	
・八重樫 小代子		・	
・飯塚 裕一		・	
・		・	
・		・	
・		・	

記

期 間	2018年1月30日 ～2018年1月31日（1泊2日）					
目 的	庁舎内保育施設の行政調査のため（東京都庁）					
	子ども条例の制定経緯と運用についての行政調査のため（世田谷区）					
	保育士の処遇改善についての行政調査のため（船橋市）					
用 務 先	東京都庁（東京都新宿区）					
	世田谷区役所（東京都世田谷区）					
	船橋市役所（千葉県船橋市）					
行 程	別紙行程表のとおり					
内容及び成果	別紙報告書のとおり					
旅 費 精 算	受領額	112,860 円	精算額	112,860 円	返納額	0 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

会 派 会 長	経 理 責 任 者			受 理 日	2018年2月13日
				確 認 日	2018年2月13日
				精 算 日	2018年2月13日

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

# 平成29年度 社会民主党 行政調査行程表

## 1 行程

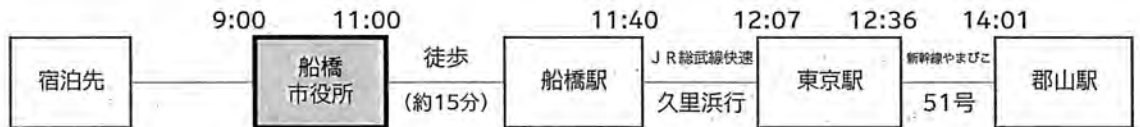
□ 1日目：平成30年1月30日（火）

東京都庁：都庁内保育所について  
世田谷区：こども条例について



□ 2日目：平成30年1月31日（水）

船橋市：保育士の処遇改善について



## 2 調査者

3名

飛田 義昭 議員 (会長)  
八重樫 小代子 議員  
飯塚 裕一 議員

## 3 調査項目

- 1月30日（火） 10:00～11:00  
東京都庁  
・都庁内保育所について
- 1月30日（火） 14:00～16:00  
世田谷区  
・こども条例について
- 1月31日（水） 9:00～11:00  
船橋市  
・保育士の処遇改善について

## 4 連絡先

- 東京都議会局管理部総務課 松原様  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL: 03-5320-7111
- 世田谷区議会事務局 山塚様  
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
TEL: 03-5432-2778
- 船橋市議会事務局 内藤様  
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25  
TEL: 047-436-3015

## 5 その他

# 東京都庁内保育施設行政調査報告

2018年1月30日(火)

## — 東京都庁舎内保育施設「とちょう保育園」の現状について —

### 1 調査目的

2017年6月定例会での市長の所信表明では、「東日本大震災や原子力災害からの復興、本市のさらなる発展、振興のためには、将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる社会システムを構築することが最も重要であり、引き続き、子どもの健やかな成長を政策の基本に据える「子本主義」の立場で市政を運営していく。」との強い決意が語られている。

事業としては、保育料の無料化・軽減を進めるとともに、待機児童解消では、「ニコニコ子ども・子育てプラン」に、2015年度から2019年度までの5か年で1700名分を確保するとの目標を定め取り組んできている。

2015・16年度の2年間では、計画数の680名分に対し、計画を上回る767名分を整備し、2017年度においても、11月現在8施設、403名の整備を進めてきている。

しかし、2017年10月1日時点での待機児童数は106名と、依然として高い状況にあり、今後待機児童解消に向け、計画の変更も含め、新たな追加施策などの取り組みを進めていく必要がある。

さらに、今後進められようとしている国の政策が具現化していくと、より保育の需要が増加し、待機児童数が増加していくことが予想される。

郡山市では、現在でも計画段階の数値を上回り、3桁の待機児童が出ている状況にあり、今後さらなる悪化が想定される。施設の新たなる整備、計画の見直し等を図るなど、先行して対策を進めていかなければならない。

そこで、都庁舎内に保育施設を設置した東京都に、行政調査を実施することとした。

### 2 「とちょう保育園」について

#### (1) 設置趣旨

- 民間事業者等における地域に開放した**事業所内保育所設置**を促進し、待機児童解消を図るためのシンボリックな取り組みとして設置。

(主管部局：都総務局人事部、関係部局：政策企画局、福祉保健局、財務局)

- 育児期にある職員が仕事に専念できる職場環境づくりに寄与

#### (2) 概要

- ① 設置日：平成28年10月1日
- ② 設置類型：事業所内保育所（新宿区認可）
- ③ 設置場所：都議会議事堂1階南側（約500㎡）

④ 設置主体：一般財団法人 東京都人材支援事業団

⑤ 運営業者：社会福祉法人 尚徳福祉会（公募）

⑥ 定員：0～2歳児 合計48名

1) 内訳

- ・地域枠…24名（新宿区民）、
- ・従業員枠…24名（近隣企業（※）、都職員各1／2程度）

※近隣企業（協定締結企業）：6社（公募）

アフラック、日本ロレアル（株）、小田急電鉄（株）、（株）伊藤園  
テルモ（株）、ミサワホーム（株）

（3）平成30年1月1日時点の入所状況

（単位：人）

クラス		従業員枠			地域枠	合計
		都職員	企業体	計		
0歳児	定員	6		6	6	12
	利用者	3	4	6	6	13
1歳児	定員	9		9	9	18
	利用者	8	1	9	9	18
2歳児	定員	9		9	9	18
	利用者	6	1	9	9	16
合計	定員	24		24	24	48
	利用者	17	6	23	24	47

（上記の他：一時保育 定員6名）

《募集》

都職員枠：都が募集

企業枠：各企業が募集

地域枠：新宿区が募集

※空き枠は臨時募集

※定員を超えても弾力的運用で調整

※企業枠…空き（話合いで調整）



#### (4) 特徴的な取り組み

##### ① 待機児童解消に寄与

- 1) 定員の1/2を地域へ開放(制度上の義務付け(1/4)の倍)
- 2) 従業員枠の1/2は都庁舎近隣の企業の子どもを受け入れる:共同利用

##### ② 働く保護者を強力的に支援

- 1) 朝7時から開所、夜10時までの延長保育  
(月額利用(15名)・日額利用(3名・当日申し込み可能))

##### 2) モーニングカフェ【希望制・有料】

- ・ 子ども1食…300円
- ・ 大人1食…400円

##### 3) 手ぶら登園(荷物軽減サービス)【希望制・有料】

- ・ 紙おむつ提供…月額1,600円
- ・ 洋服レンタル…月額7,000円
- ・ 寝具リース…月額500円

##### 4) 体調不良児への対応

登園後の発熱等体調不良に対し、保護者の迎えまでの間、看護師が常駐し対応。  
必要に応じ、遠隔地医師がライブカメラを用いて看護師に助言  
体調管理に配慮

※緊急時…協定を結んでいる病院へ

##### 5) 誰でも利用可能な一時保育

(都庁来庁者のお子さんの受け入れ、生後6ヶ月から小学校就学前まで)

【事前登録制・要予約・有料】

※1日利用…2,300円

4時間利用…1,500円

#### (5) 考察

東京都では、長期ビジョンをもとに内部で検討を行っていたものを、平成26年度に正式にスタートさせたとのこと。

現在大きな社会問題となっている待機児童解消について民間に協力を求めていくため、最大の事業所である都が率先垂範で都庁内に保育所「とちょう保育園」を開所したとのこと。

小池知事も、ワークライフバランスを取ることを推奨し、積極的に事業を進めるよう求めているとのこと。

また、この事業は、主管部局の都総務局人事部を中心に、関係部局である政策企画局、福祉保健局、財務局の連携で進めたとのこと。

郡山市においても、総務部を中心に、政策開発部、こども部、保健福祉部、財政部等が連携し、「子本主義」の具現化を図るため、待機児童解消のシンボリックな取り組みとして、東京都の取り組みを参考にして、市役所内保育施設の設置を強力的に推進すべきである。

(6) 調査の様子



東京都庁舎

東京都人材支援事業団管理部  
都庁内保育所担当課長  
小野 睦之さん

東京都人材支援事業団管理部  
経営企画課 課長代理（保育所運営総括担当）  
木村 綾花さん



「とちよう保育園」入り口



概要説明



保育室視察 1



保育室視察 2



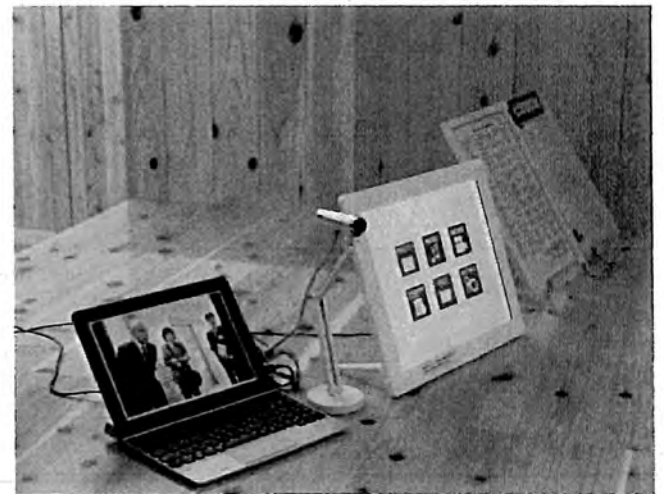
保育室視察 3



事務室風景



温度・湿度計等



ライブカメラ等  
(外部医師との連絡等)



調理室風景



給食メニュー等



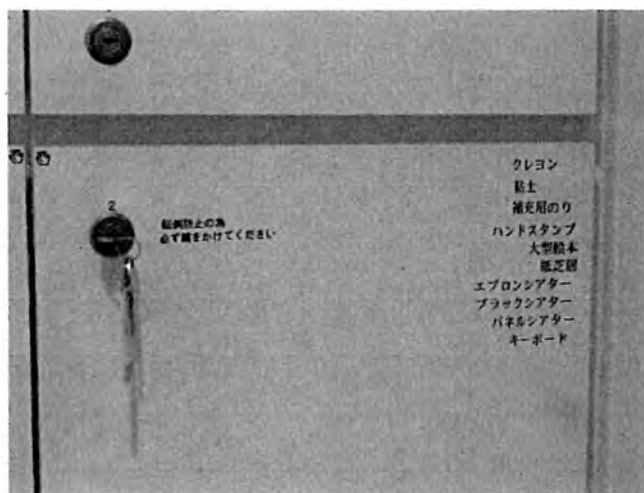
洗濯室



シャワースペース



備品保管スペース1



備品保管スペース2

(7) 名 刺

一般財団法人 東京都人材支援事業団

管理部

都庁内保育所担当課長



おのとも ゆき  
小野 睦之

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎17階北側

電話 (03)5321-1111 内線 57-980

直通 (03)5320-7427 FAX (03)5388-1818

Mail: [REDACTED]

一般財団法人 東京都人材支援事業団

管理部 経営企画課 課長代理 (保育所運営総括担当)



木村 彩花

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎17階

電話 03-5321-1111 内線 57-983

直通 03-5320-7428 FAX 03-5388-1818

E-mail [REDACTED]

東京都

東京都議会議員会局  
管理部 総務課  
庶務担当



松原優臣

まつばら ひろおみ

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001  
東京都議会議事堂4階北側  
電話 (03) 5321-1111 内線 56-121  
直通 (03) 5320-7111 FAX (03) 5388-1776  
E-mail [REDACTED]

# 《資料》「とちょう保育園」のパフレット

## 保育理念・保育方針・保育目標

### 保育理念

- 子供を第一に、子供一人ひとりを理解し、子供にとって最もふさわしい生活の場で温かい保育を行う。

### 保育方針

- 楽しく落ち着いた環境の中、多くの愛情を注ぎ、温かい保育を実践する。
- 一人ひとりを大切に、生命の保持と情緒の安定を図っていく。
- 保護者と子供の成長を喜び合い、信頼関係を作る。
- 地域と協働し、子供の保育に関する相談に応じ、助言や情報提供を行っていく。

### 保育目標

- 子供の健康と安全を確保し、安定した心で自己発揮ができる環境を整え、自己決定のできる子供に育つよう配慮する。

## 保育園年間行事予定

5月 こどもの日お祝い会

6月 ☆保護者会・DVD上映会

7月七夕

12月 ☆保育参加・面談・年末お楽しみ会

1月 新年お祝い会

2月 節分

3月 ひな祭り・卒園お祝い会

(今後予定が変更する可能性があります。)

☆は、保護者参加の行事です。

・お誕生日会は誕生日当日に行います。

## とちょう保育園へのアクセス



### ★最寄り駅

1. JR新宿駅、「小田急線新宿駅」、「京王線新宿駅」からは徒歩約10分
2. 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」A3出口から徒歩約1分
3. 新宿駅西口(地下バスのりば)から都営バス又は京王バス(都庁循環)「都庁第一本庁舎」又は「都議会議事堂」下車
4. 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」から徒歩約10分

## とちょう保育園

【所在地】〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
東京都議会議事堂1階南側

【電話番号】03-5990-5301

【ファックス】03-5990-5304

【ホームページ】http://shoutoku-f.srv.jp/tocho/

## とちょう保育園 のご案内



設置運営：一般財団法人 東京都人材支援事業団  
運営委託：社会福祉法人 尚徳福祉会

## 設置趣旨

とちょう保育園は、民間事業者等における地域に開放した事業所内保育所の設置を促進し、待機児童解消を進めるためのシンボルの取組として設置するもので、児童福祉法に定める事業所内保育事業を行う施設です。

同時に、本保育園を、育児期にある職員が仕事に専念できる職場環境づくりにも役立てています。

## とちょう保育園の概要

名 称 とちょう保育園

設置場所 事業所内保育所(新宿区認可)

定 員

項 目	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	合 計
地域枠	6名	9名	9名	24名
従業員枠	6名	9名	9名	24名
合 計	12名	18名	18名	48名

対 象 生後57日目～2歳

保育時間 ☆基本保育 7:00～18:00

☆延長保育 18:00～22:00

休 日 土曜 日曜 祝日 年末年始

### 保育参加の取組

- 産休明け保育 生後57日目から
- 延長保育 ・月額利用(15名)  
・日額利用(3名)
- 一時保育 ・余裕活用型(地域枠・従業員枠)  
・専用室型(最大6名)  
※来庁者向け、定期利用保育(最大2名)を含む
- 地域子育て支援 子育て相談・電話相談・その他

## 保護者支援の取組

とちょう保育園は仕事と育児を両立する保護者を支援する様々な取組を行います。

### ①当日申込み可能な延長保育を実施

延長保育に当日受付対応分(日額利用)を用意し、急な業務のため、予定通りお迎えに行くことができない場合に対応します(有料・先着順・定員有)。

### ②体調不良児への対応

登園後の発熱等の体調不良に対し、保護者が勤務終了後に迎えに来るまでの間、看護師が常駐して対応。その際、必要に応じて、ライブカメラ等を用いて遠隔地にいる医師が看護師に助言し、子供の体調管理に配慮します(希望制)。

### ③モーニングカフェ

通勤ラッシュ等を避けて早朝登園する親子に対して朝食を提供します(有料・希望制・定員有)。

### ④手ぶらで登園(荷物軽減サービス)

保育園等による紙おむつの提供・処分、衣服の準備・洗濯を実施。(有料・希望制) そのほかに見直し不要の取組などを実施します。



## 施設の特徴

### ①南向きの保育園

窓が南側に配置され、十分な採光を確保。子供達が温もりを感じられるような木の香り溢れる保育園です。



### ②多目的ホールや新宿中央公園の活用

室内でも体を動かして遊ぶことのできるよう多目的ホールを設置。また、新宿中央公園へお散歩に行き、四季の変化を感じながら外遊びを実施。



### ③安全確保・防犯体制

安全や防犯のため、ビデオカメラを設置。施設周辺の警備を実施。

# 世田谷区行政調査報告

2018年1月30日(火)

## — 子ども条例の制定経過と各種施策への反映について —

### 1 調査目的

1994年の「児童の権利に関する条約」批准後、各地の自治体において、子どもの権利条例が制定されてきている。

特に、福島県においては、大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質が、県内の広範囲に拡散したことによる健康上の不安や生活上の負担を強いられている子どもたちへの様々な支援など、子どもの権利をより一層保障していくことが強く求められている。

また、郡山市においても、多くの子どもたちが被ばくによる健康被害を恐れ外で遊ぶことができない、避難により仲間を失うなど、多くの苦悩を強いられてきている。

このような事態を招いたことについて何の責任もない、未来を担うべき子どもたちの成長発達権を始めとする、子どもの権利を、より強固に保障していくことが、現在求められている。

子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利の実現をめざす児童の権利条約は、従来、子どもをもつばら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもも独立した人格と尊厳を持つ権利の享有主体及び権利行使の主体として捉え、批准され国内法に組み込まれた条約は、日本国憲法に次ぐ法的効力を持ち、地方自治体も実施主体として条約の規定する子どもの権利を保障し、実現に向けた施策を取ることが求められる。

また、保障されるべき権利を子どもにも理解できるように示し、条例制定の作業についても、市民・子どもたちの参加のもとに進めていくことが必要となる。

さらに、子どもの権利の保障を総合的にとらえ、具体的な制度や仕組みまでを含んだ内容構成とし、それぞれが相互に補完し合いながら全体として実効性が保障される必要がある。

本市では、3月定例会で子ども条例が審議され、4月より施行される予定となっている。

そこで、平成14年より子ども条例を施行している世田谷区に出向き、制定の経過と背景、施行後の各種施策がどのように進められているのか調査することとした。

### 2 世田谷区子ども条例

#### (1) 世田谷区の子ども関連の方針・条例・計画等のあゆみ

平成 6年	「子どもの権利に関する条約」日本批准
10年	子どもを取り巻く環境整備について (世田谷区地域保健福祉審議会答申…別紙資料A参照)
12年	子どもを取り巻く環境プラン(別紙資料B参照)
14年	子ども条例施行
15年	子ども部設置(子ども支援を所掌する庁内組織)
16年	子ども計画策定(第1期…平成17年～26年)
22年	子ども計画後期計画策定
25年	子ども条例改正 (子どもの人権擁護機関「せたホッと」設置)
27年	子ども計画(第2期)策定 (子ども・子育て支援計画を内包)…行動計画も内包(広く策定)

## (2) 世田谷区の子ども条例の策定の経過と背景

平成6年の国の「子どもの権利条約」の批准・発効等を背景とし、平成10年の区長の附属機関である世田谷区地域保健福祉審議会の答申に基づき、平成12年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を策定した。

その中の重点取り組みとして、子どもの問題に対する区民の関心を高め、「子育て・子育てを地域社会で支える」との社会的合意を形づくる具体化の仕組みをあげ、子ども条例の策定に向けた議論を進める。

子どもを含めた幅広い意見募集の実施や、子ども会議の開催など子どもからの意見聴取を行い、平成13年12月条例を制定、平成14年4月に施行した。

## (3) 子ども条例の目的・目標

目的（前文より）

- ・子どものすこやかに育つことができるまちの実現
- ・子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現

目標（第3条）

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

## (4) 子ども条例に掲げる基本となる政策（第2章）

第9条 健康と環境づくり

子どもの健康保持・増進、安全で良好な環境整備

第10条 場の確保など

子どもが遊び、表現し、安らぐための場の確保

第11条 子どもの参加

子どもが自主的に地域社会に参加することができる仕組みづくり

第12条 虐待の禁止など

虐待の禁止、防止のための仕組みづくり

第13条 いじめへの対応

いじめ禁止、防止・早期解決への仕組みづくり

第14条 子育てへの支援

子育て支援、地域での助け合いの強化

## (5) 子どもの人権擁護機関「せたホッと」の設置

平成24年12月に条例改正（第3章 子どもの人権 第15条～第24条を追加）を行い、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称「せたホッと」）を平成25年4月に設置した。

※ 条例制定当初より、「救済措置・機関の設置が必要でないか」という意見があった。（個別的に対応してきたが、記載がなかった。）

設置のきっかけとなったのは、2011年10月に起こった滋賀県大津市でのいじめの調査であった。

学校や教育委員会だけでは難しいと考え、設置の検討に入った。



## 《「せたホッと」》

### 【事業概要】

#### (1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益の保障を図る。

#### (2) 設置根拠

区長及び教育委員会の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

#### (3) 職務内容

- ①子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- ②子どもの権利侵害に関する救済の申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整すること。  
また、必要に応じて是正等の措置の要請、制度改善のための意見を表明すること。
- ③要請、意見などの内容を公表すること。
- ④救済の対応が終了した子どもについて、見守りなどの支援をすること。
- ⑤活動状況を報告し、その内容を公表すること。
- ⑥子どもの人権擁護に関する普及啓発をすること。

#### (4) 体制等

個別救済に迅速かつ適切に対応する必要があるため、原則として子どもサポート委員の独任制とする。

ただし、要請、意見表明及び公表する際には、より慎重を期すために、子どもサポート委員の協議により対応する。

### 【子どもサポート委員】

3名（区長及び教育委員会が委嘱、任期…3年）

・弁護士、児童福祉等を専門とする大学教授に委嘱

### 【相談・調査専門委員】

専門的有資格者…4名（教育・福祉分野または心理、精神保健分野）

・子どもサポート委員を補佐し、相談・調査対応等を行う。

### 【事務局職員】

・子どもサポート委員の活動支援（区組織との連携・調整を行う。）

# 【「せたホッと」カード】

## ★相談時間

月～金：午後1時～午後8時  
土：午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

\* FAX : 03-3439-6777

\* メールでも相談できるよ。→

\* 直接会ってお話もできるよ。



〒156-0051  
世田谷区宮坂3-15-15  
子ども・子育て総合センター3階

あなたの  
ひみつは  
まもるよ。



世田谷区子どもの権利擁護機関

子どもの権利をまもる

# せたホッと

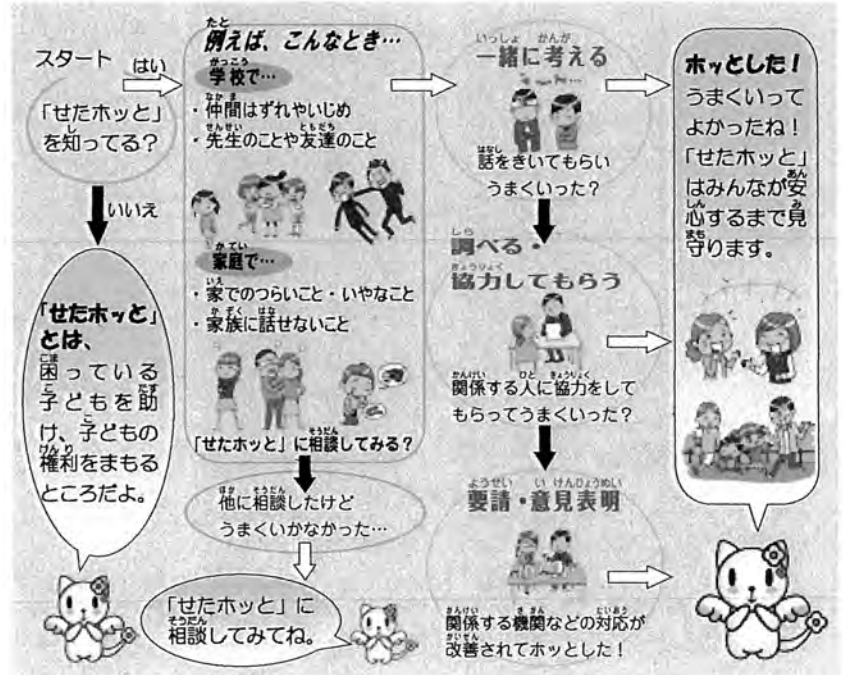
ひとりではがんばらなくて  
いいんだよ。  
おはなしかせてね。



相談電話 マスコットキャラクター  
フリーダイヤル ホッと にきゅうさい

0120-810-293

※携帯電話・PHS・公衆電話からも無料で相談できるよ。



# 【「せたホッと」リーフレット（小学生用）】

相談するには  
どうしたらいいの？

★相談時間  
月～金：午後1時～午後8時  
土：午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

フリーダイヤル（ホッと にきょうさい）  
**0120-810-293**

※携帯電話・PHS・公家電話からも  
無料でかけられます。

FAX  
**03-3439-6777**

https://www.city.setagaya.jp/mobile/  
inquiry/mailform999992.html  
子ども相談メール携帯用入力フォーム  
QRコード

〒156-0051  
世田谷区宮坂3-15-15  
子ども子育て総合センター3階 セタホッとあて



## 「せたホッと」とは？

「せたホッと」は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、調査や支援を行うとともに、申立て等により、調査・調整を行いながら、子どもの関係機関に対して協力・改善を求めています。世田谷区に在住・在学・在籍している子どもの最善の利益を保障していくことを目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた多様な取り組みを行います。「せたホッと」は世田谷区子ども条例に位置づけられています。

＜名称＞：世田谷区子どもの人権擁護機関  
＜通称＞：せたがやホッと子どもサポート（通称：せたホッと）



子どもの権利をまもる

## せたがやホッと 子どもサポート

しょうがくせいよう  
小学生用

ひとりでがんばらなくて  
いいんだよ。  
おはなしきかせてね



マスコットキャラクター  
なちゅ

せたホッと

世田谷区子どもの人権擁護機関



「せたホッと」は世田谷区内に住んでいる子どもや、学校や施設などに通っている子どもの権利をまもるところです。子どもは一人ひとりがまもられて大切にされる存在です。

困ったとき、つらい・イヤだと感じたときは、「せたホッと」に話してみませんか？

### こんなときはおはなしきかせて

いままでがよかったですけど、最近のことが嫌いです。つらい、イヤだ。



つらい、イヤだ。

クラスでいつも嫌いなことをいわれてしまいます。もう学校へ行きたくないよ。



どうしよう...

ほかにも、このようなことで相談できます。

家で口喧嘩が続いて困っています。



友達に話しかけてほしい。



電話・メール・手紙・FAX・会って



相談する

子どもの権利をまもるために、おとも相談できます。

### もう大丈夫。安心できたよ。



困ったことが出たらまた相談してね。あなたが安心してまもられてくれるよ。

ひみつは必ず守ります。

### せたホッとにできること

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくりきくよ。善い方法を一緒に考えるよ。

調べる協力してもらう

まわりのおとなや友達から話をきいたり、協力をお願いすることができるよ。あなたの意見や気持ちをかわりに伝えることもできるよ。

要請・意見表明

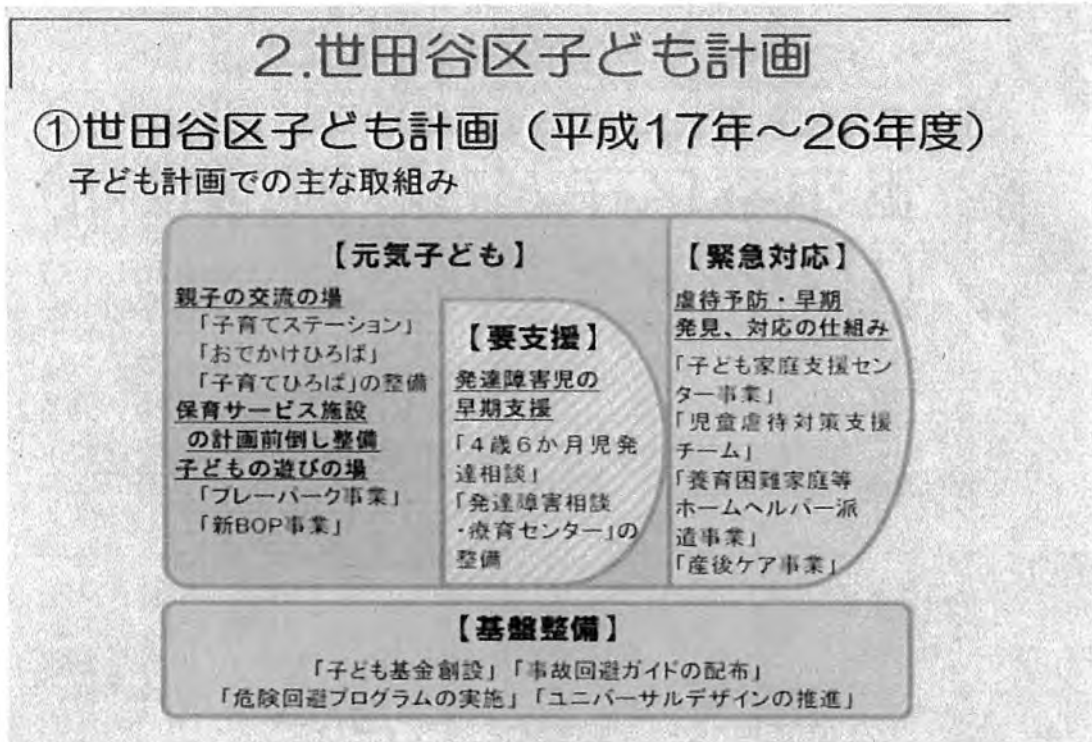
もっとよくしていくために、関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできるよ。

### 3 世田谷区子ども計画（第2期）平成27年～36年

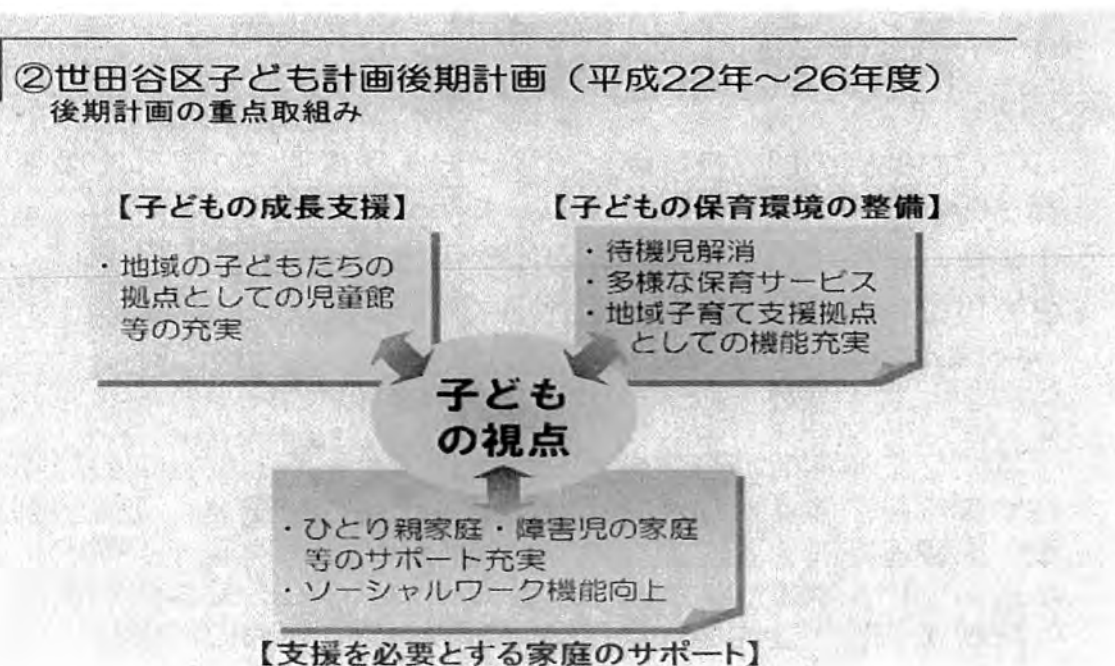
#### 【世田谷区子ども計画】

子ども条例の理念を推進し、子ども・子育てにかかわる施策を総合的に進めるため、世田谷区子ども計画を策定

#### (1) 世田谷区子ども計画（平成17年～26年）



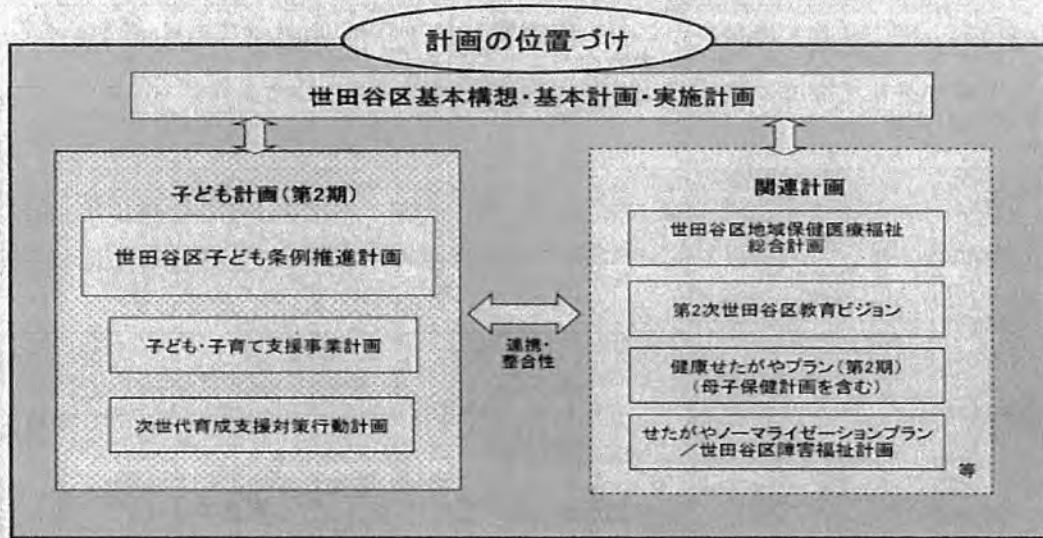
#### (2) 世田谷区子ども計画後期計画（平成22年～26年）



(3) 世田谷区子ども計画（第2期）平成27年～平成36年

平成26年4月にスタートした基本計画等上位計画の方向や平成27年4月から実施となる「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、近年の子ども人口の増加やライフスタイルの多様化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などの社会状況の変化に対応するため、平成27年3月に策定。

③子ども計画（第2期）  
（1）計画の位置づけ

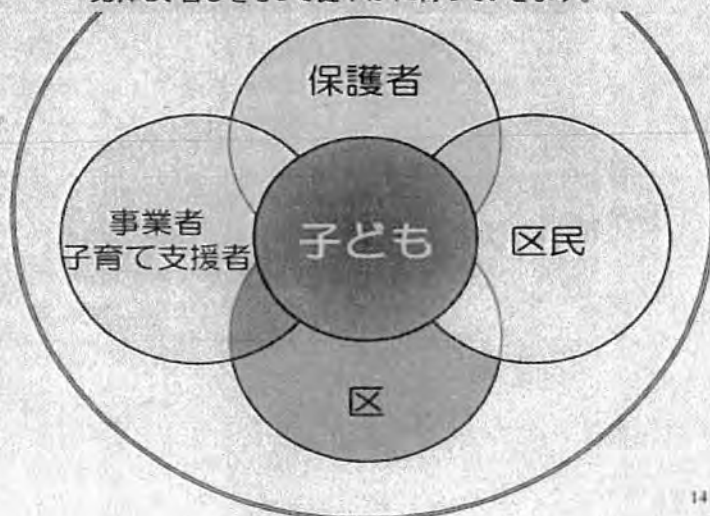


（2）計画の基本的考え方  
〈目指すべき姿〉

子どもがいきいきわくわく育つまち

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていきます。

- すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。
- 保護者と区民、事業者等は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



## (3) 重点政策

### 1 妊娠期から切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

### 2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を進めるとともに、保育・幼児教育の質の確保と向上を図ります。

### 3 子どもの生きる力の育み

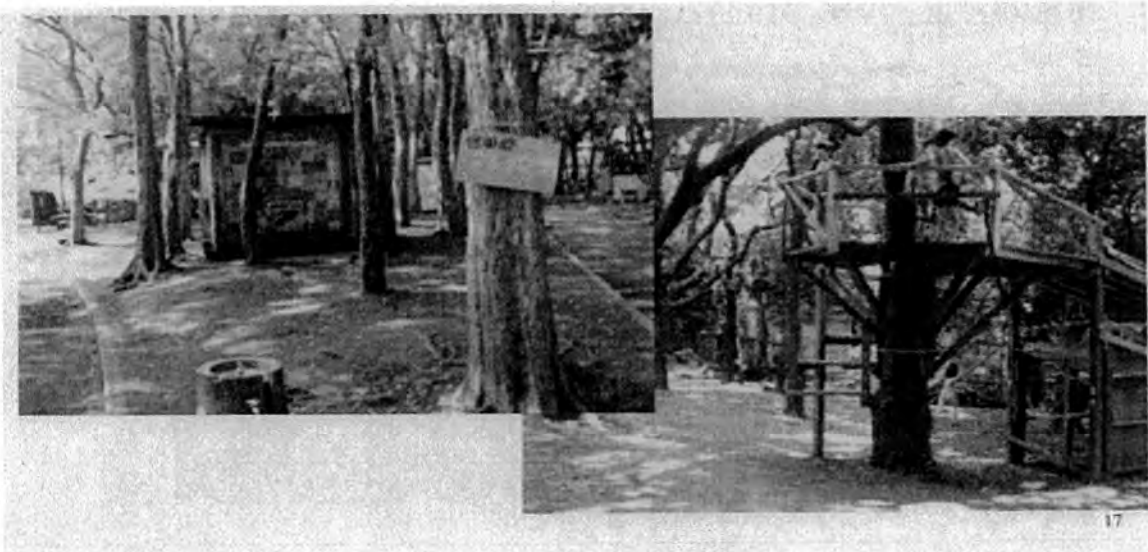
子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

15

## 4 子ども条例、子ども計画に基づき展開する主な取り組み

### (1) プレーパーク・外遊びの推進

子どもたちの好奇心を尊重して、可能な限り子どもたちがやりたいことをめざした冒険遊び場。昭和54年の開設当初から区と区民との協働による事業として実施。現在、区内4か所で運営。



17

(2) 子どもメッセ

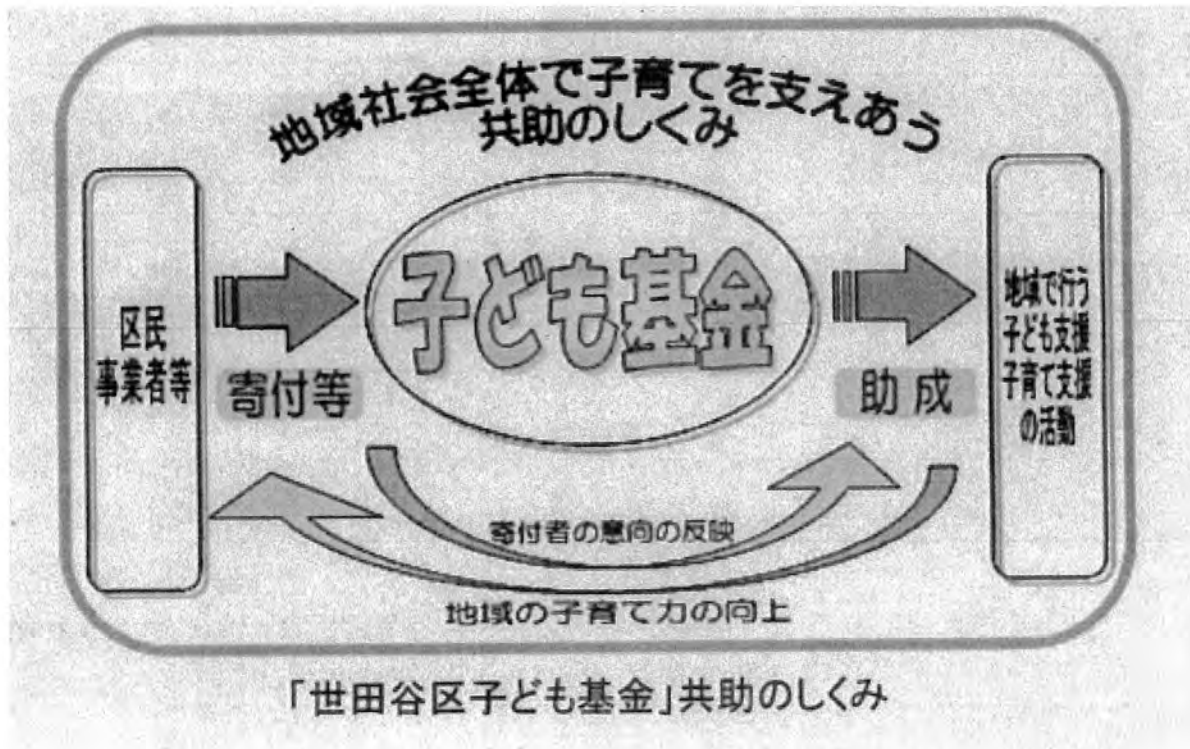
年1回地域子育て活動団体が一同に集まり、ブースでの活動の紹介やミニイベントを行い、区民向けの周知や活動団体同士の交流を図っている。



(3) 世田谷区子ども基金

地域社会全体で子育てに取り組む共助の仕組みづくりとして、平成18年度より基金を設置、子どもを育む活動を始めようとしている、または、既に活動している団体等が行う事業に対して助成を行っている。

平成28年度 30件 約584万円、寄付実績 1.3件 約103万円



#### (4) 発達障害相談・療育センター”げんき”

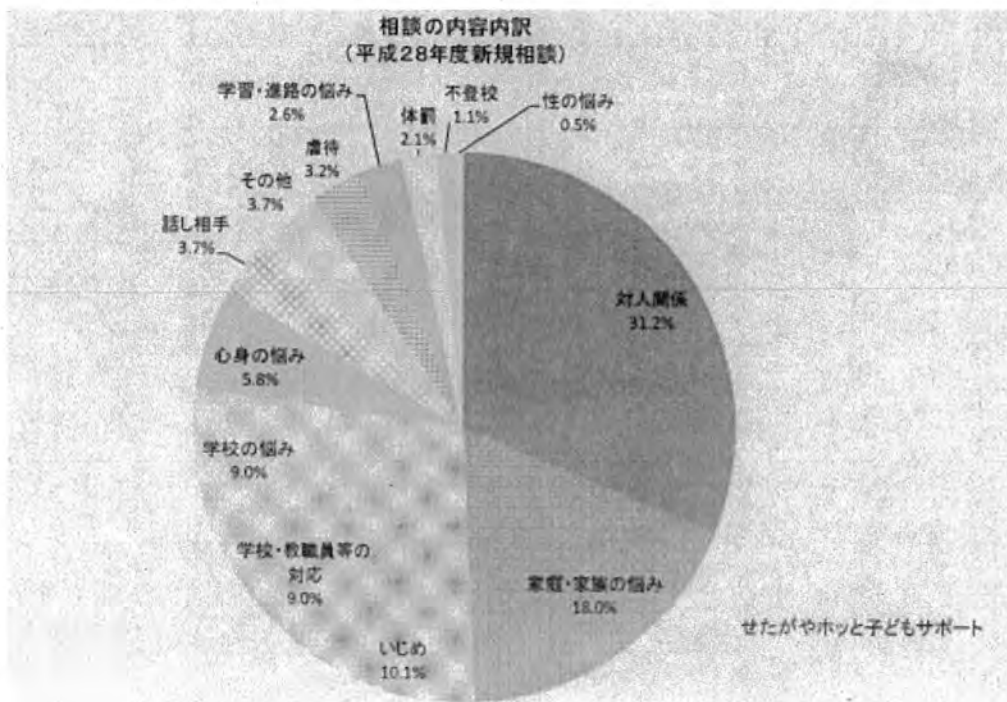
区の発達障害児支援を推進する中核的拠点として平成21年4月に開設  
発達障害に関する相談や個別・グループ別による療育を実施

また、関係機関に対する支援や人材育成、地域社会に対する障害理解促進など地域  
支援事業を行っている。



#### (5) 子どもの人権擁護機関「せたホッと」

平成28年度の相談内容で最も多かったのは「対人関係」で31.2%、次いで  
「家庭・家族の悩み」18.0%、「いじめ」10.1%「学校、教職員等の対応」  
「学校の悩み」9.0%であった。





(6) 青少年交流センター

平成26年度より、既存の社会教育施設を移管し、青少年交流センターとして野毛、池ノ上の2か所で運営を開始し、若者の主体的な活動を通じた自立促進や居場所づくりを進めている。現在、3か所目の整備に向けて準備を進めている。



外観



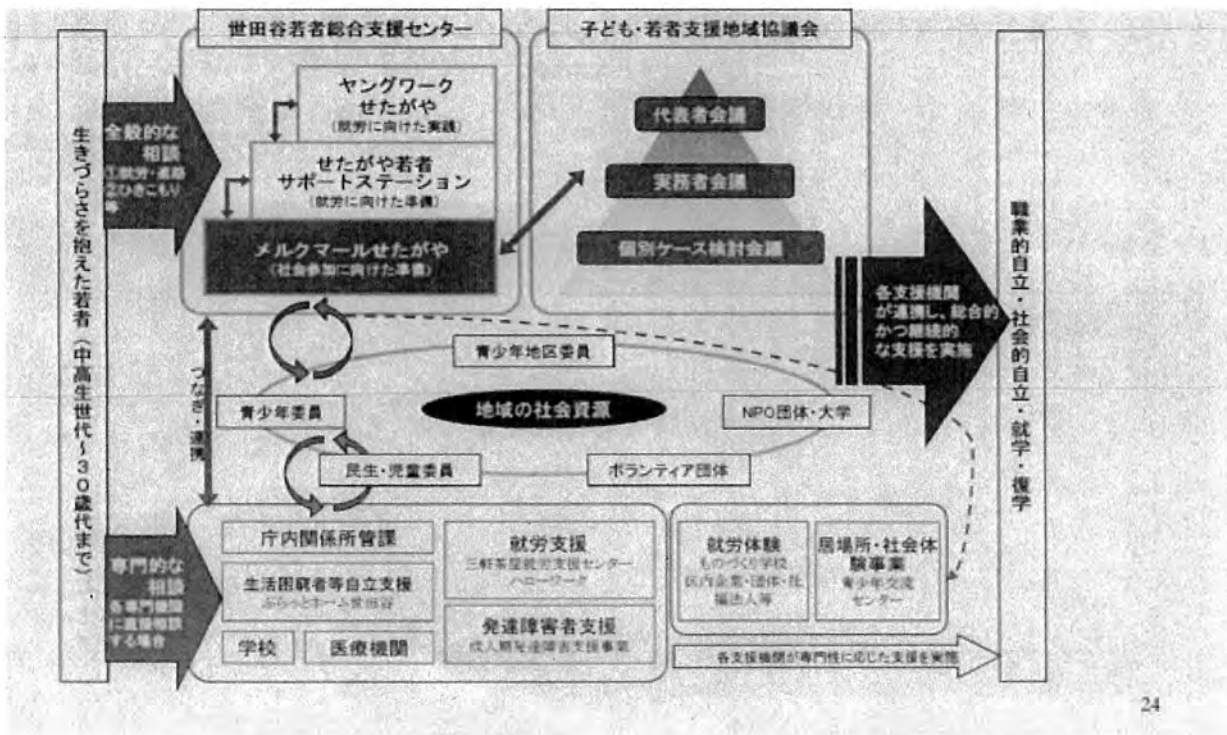
フリースペース



リニューアルオープンに向けて壁画作成  
〈野毛青少年交流センター〉

(7) メルクマークせたがや

生きづらさを抱えた若者の社会参加に向けた準備をサポートするメルクマークせたがやを平成26年に設置し、相談支援、居場所支援などを実施している。



## (8) 世田谷区保育の質ガイドライン

「子どもを中心とした保育」を実施するための基本的な指針として、行政や事業者の責任や役割を定めるとともに、保護者の参加・参画の推進や地域資源を活用した包括的な支援の仕組みの構築による保育の質の向上をめざして平成23年3月に策定した。

ガイドラインの活用により、保護者、事業者、区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組む。

### 【記載概要】

- (1) 子どもの権利を守ることへの配慮
- (2) 保育実践力・問題解決力の高い人材育成
- (3) 子どもが快適に生活できる保育環境の設定
- (4) 子どもの発達を理解し個々の状況に応じた保育計画を立て、実践し集団で日々の保育を振り返り、明日の保育に反映させる。
  - ① 生活と遊びを通じた教育
  - ② 適切な食生活・食習慣の定着、食育の推進
  - ③ 心身ともに健やかに成長できる健康観察と衛生管理
- (5) 安全管理
- (6) 保護者支援・地域の子育て支援
- (7) 民主的な園運営と健全な事業経営

## (9) 子ども・子育て応援都市宣言

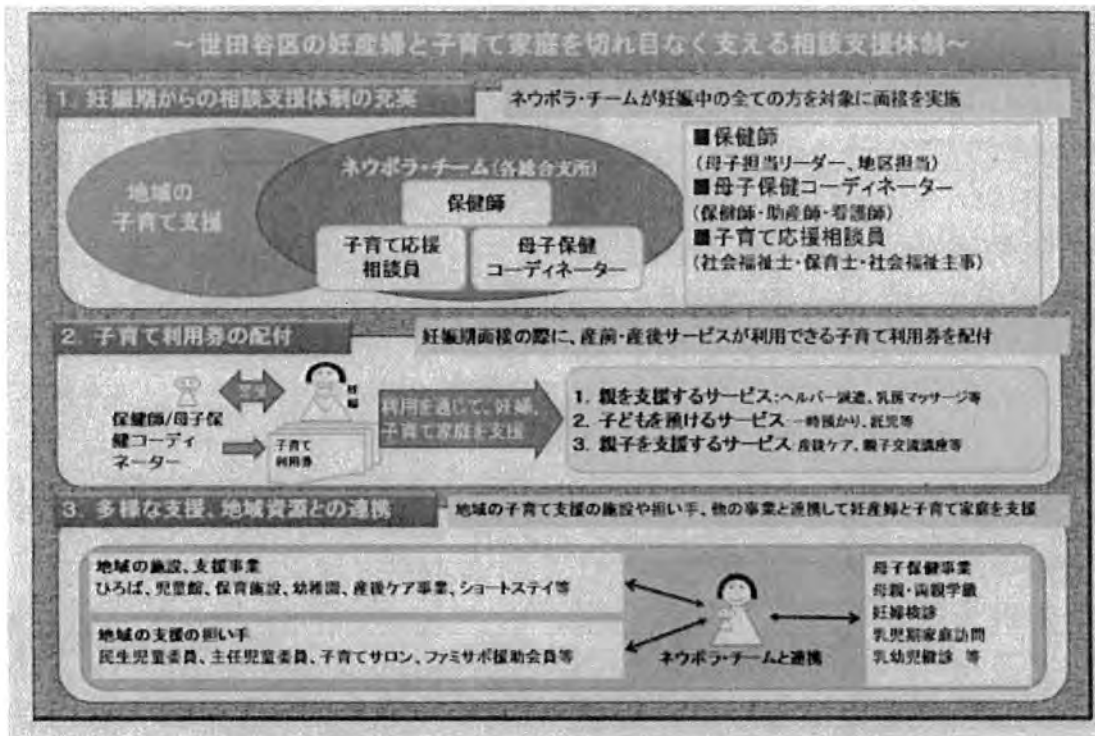
世田谷区は、平成27年3月3日、区民と力をあわせて「子どもがいきいきわくわく育つまち」を築いていく基本姿勢を明確にするため、子ども・子育て応援都市宣言を行った。

宣言では、「今をきらめく宝」である子どもたちが「のびのびと安心して育つ環境」をつくるため、区が「区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会」を築くことを掲げている。



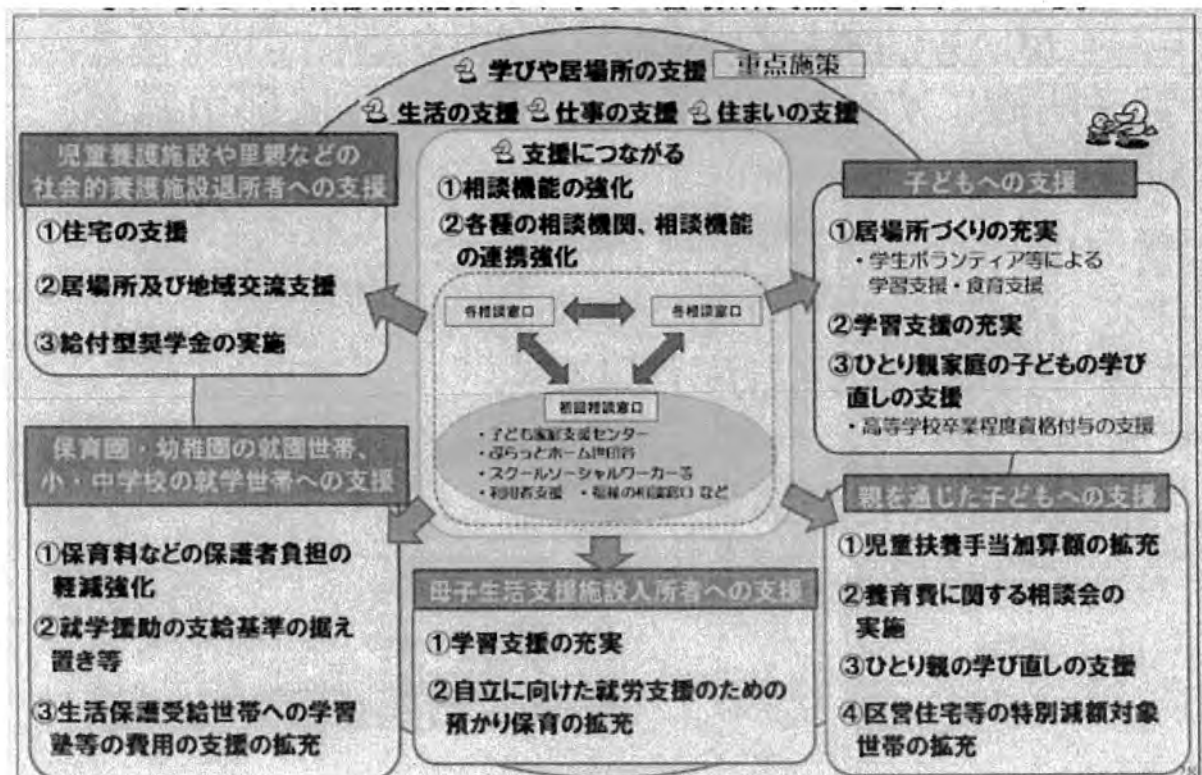
## (10) 世田谷版ネウボラ

妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を行うため、顔の見える相談支援の実践として、2016年7月より世田谷版ネウボラを実施している。



## (11) 子どもの貧困対策

ひとり親家庭や生活困窮世帯、児童養護施設退所者等に対し、支援につながるための相談機能強化や学び・居場所支援等を図っている。



## 5 考 察

世田谷区では、平成6年の「子どもの権利に関する条約」の批准後、子どもを取り巻く環境整備について、平成9年に領域を横断した総合的な庁内検討組織を設置し、基本的な考え方を世田谷区地域保健審議会に諮問し、平成10年11月に子どもの権利保障のための「(仮)子どもの権利宣言・条例」の制定を求める等の答申を受け、平成12年には、「子どもを取り巻く環境プランの策定」、14年には、「子ども条例」が制定されることになった。

その後、プランや条例の具現化のため各種施策が実施され今日にいたっている。

世田谷区子ども条例は、救済委員会の設置、振興計画の策定、施策の進行管理・評価・検証、計画への提言等を総合的に審議する機関の設置等が条例の中に明記された総合条例となっている。

制定当初は、条例に救済委員会が明記されていなかったが、現在の子どもたちを取り巻く状況(いじめへの対応等)を踏まえ、平成25年に条例を改正(第3章(第15条から24条)の10条を追加)し設置することとした。

また、子ども子育て支援法に基づく計画や次世代育成支援対策行動計画等も内包し、条例自体が、世田谷区の子ども・子育ての基本となっている。

従って、世田谷区の子ども・子育てに関する施策は、子ども条例により統合され、世田谷区地域保健医療福祉総合計画や世田谷区教育ビジョンなどの関連計画との連携・整合性を図りながら、具体的な施策が進められてきている。

さらに保育所の待機児童解消にあたっては、新たな手法を用いた人口の推計を行い、就学前の子ども的人口を推計し、計画の修正を図り、子ども・子育て支援計画調整計画(平成29年度～31年度)を策定し、対処している。

結果、平成29年4月には、待機児童数が前年に比べ337名(平成28年1,198名、平成29年861名)の減少に転じたとのこと。

郡山市においては、本年4月より「郡山市子ども条例」が施行される予定となっているが、基本的な理念を記した理念条例となっており、各種計画との関連が不明確な点がある。

今後、条例の理念を生かしていくため、各種計画との関連や、事業充実、子どもの権利の保障、救済など具体的な取り組みをどのように進めていくかが課題となる。

「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」(平成27年～31年)の改正にあたり、子ども条例の理念を生かす計画等をより明確にしていかなければならない。

また、条例の中に示されていない、救済委員会(権利委員会等)、計画の策定、進行管理を行う審議会の設置(「子ども・子育て会議」の子ども条例への内包)も考えていかなければならない。

何れの課題も、条例を制定し、スタートしたばかりであり、早急なる改正は難しい面はあるが、現在の子どもを取り巻く厳しい状況を、放置しておくわけにはいかない。

一日でも早く改善をしていくため、今後環境整備を図るための具体的な施策を積み重ねながら、成果と課題を明確にし、改善を進めていく必要がある。

## 6 調査の様子



世田谷区役所正面玄関にて



## 7 名 刺



世田谷区子ども・若者部  
子ども育成推進課  
計画担当係長



真鍋 太一

〒154-8504  
世田谷区世田谷4-21-27  
電話 03(5432)2528  
FAX 03(5432)3016  
E-mail: [REDACTED]



世田谷区子ども・若者部子ども家庭課  
子どもの人権擁護・児童虐待防止推進担当係長  
せたがやホッと子どもサポート

おち のりゆき  
越 智 則 之



〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15  
子ども・子育て総合センター3階  
TEL: 03-3439-8415 FAX: 03-3439-6777  
E-mail: [REDACTED]

# 8 世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

世田谷区条例第64号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本となる政策（第9条—第14条）

第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）

第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）

第5章 推進体制など（第27条—第31条）

第6章 雑則（第32条）

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることばを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

（1）子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

（2）子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。

（3）子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

## 第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

## 第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）の規定により区長が定める額を支給します。

（擁護委員の仕事）

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力）

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

（相談と申立て）

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

（調査と調整）

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

（要請と意見など）

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。



2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

## 第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

## 第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(雇(やと)い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

## 第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

# 《資料》 待機児童関係

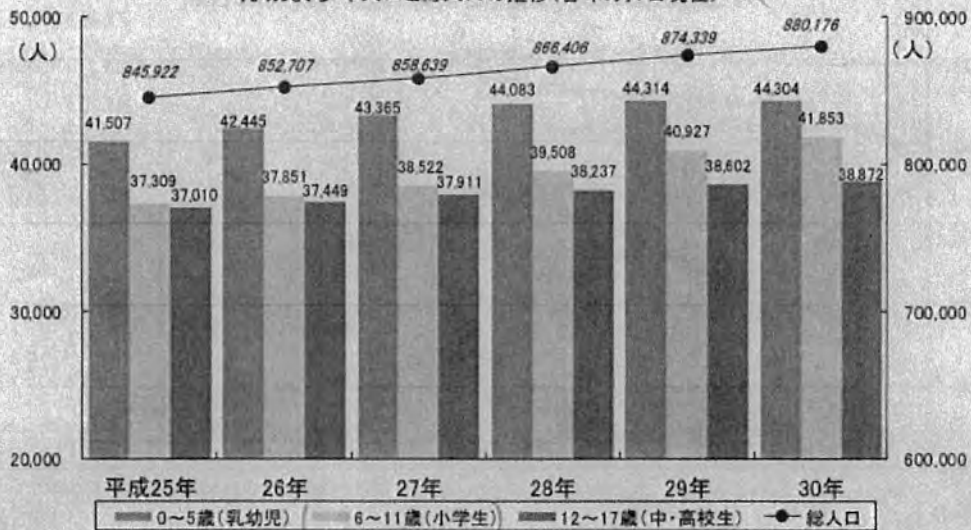
## <世田谷区の人口の推移>

区の総人口・児童人口ともに増加傾向にある。年代別にみると少し傾向が変わりつつあり、これまで0～5歳人口の増加が顕著であったが、小学生の増加が着しい。

<この5年間の人口の増減(平成25年⇒30年)>

- ・ 総人口 34,254人増
- ・ 0～5歳の人口 2,797人増
- ・ 6～11歳の人口 4,544人増
- ・ 12～17歳の人口 1,862人増

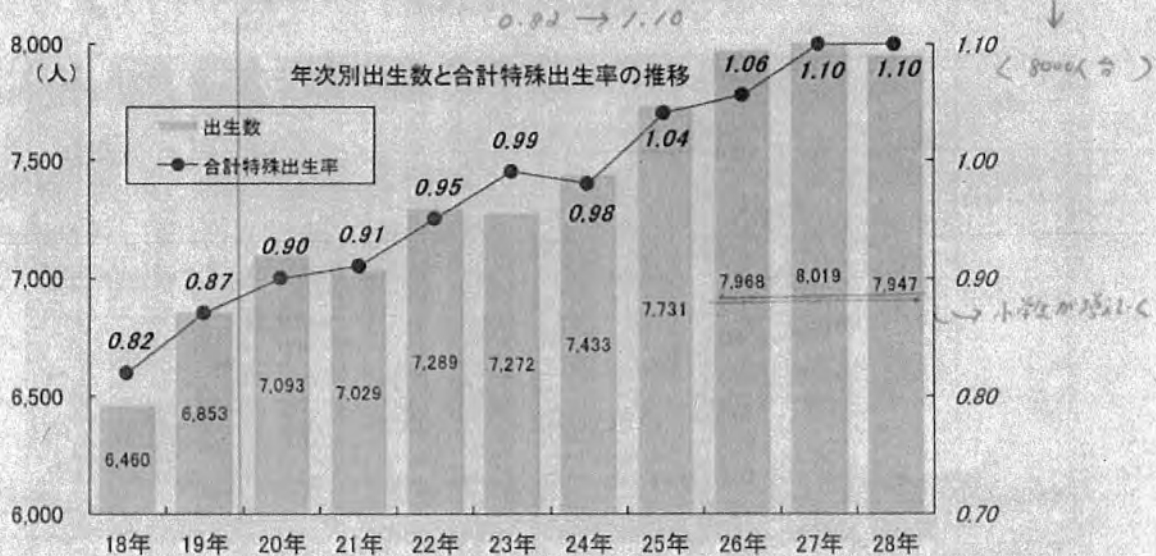
乳幼児、少年人口と総人口の推移(各年1月1日現在)



## <出生数と合計特殊出生率の推移>

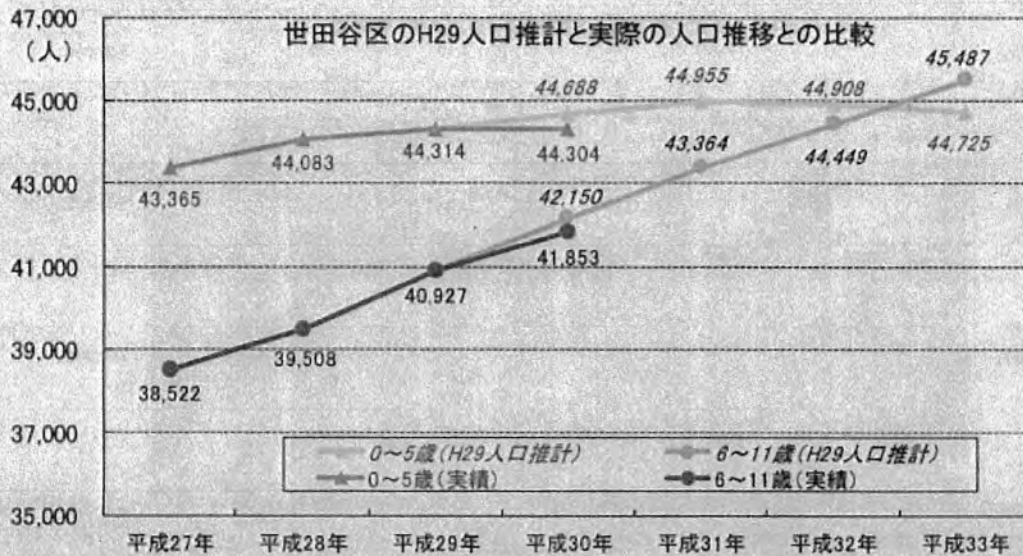
出生数、合計特殊出生率ともにここ10年で増加傾向にある

- ・ 出生数 6,460人(平成18年) ⇒ 7,947人(平成28年)
- ・ 合計特殊出生率 0.82(平成18年) ⇒ 1.10(平成28年)



### <世田谷区の人口推計>

平成29年7月に策定した新たな人口推計では0～5歳人口については横ばいで推移し、6～11歳人口について毎年1,000人ずつ増加していく、という推計結果になった。平成30年1月の実際の人口と比較すると実人口がやや少ない状況にある。



18～22(流入超過) 人口30増

→ 親世代と合わせて

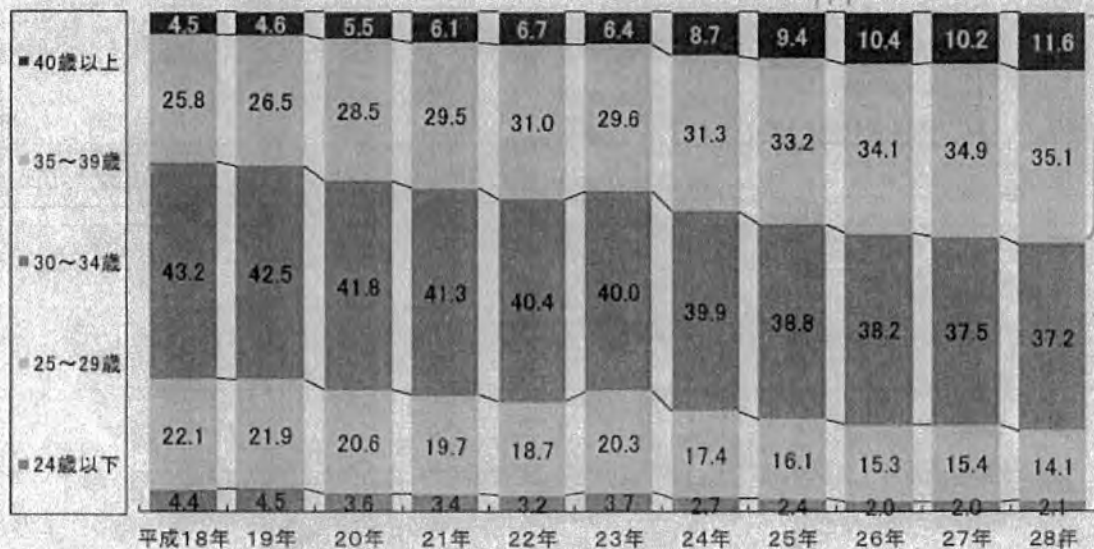
<自然増>

### <出生時の母の年齢別割合の推移>

35歳以上で出産する割合が年々増加しており、平成28年は全体の46.7%を占めている。

企業→地域へ  
お母さんらしい (ママ世代)  
ママ世代と併せて  
伊豆の国

出生時の母の年齢別割合



46.7%

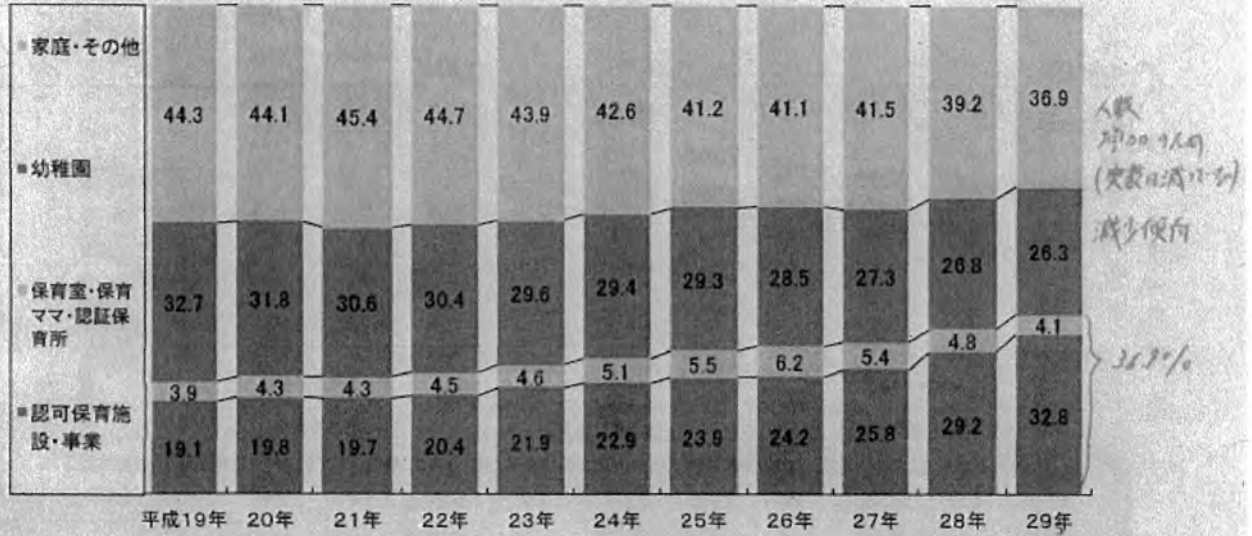
<高齢化>

<肥差化>

## <乳幼児の養育状況の推移>

保育(認可保施設・事業、保育室・保育ママ・認証保育所)の入所状況の割合は年々上昇しており、29年度は全体の36.9%が保育を利用している。

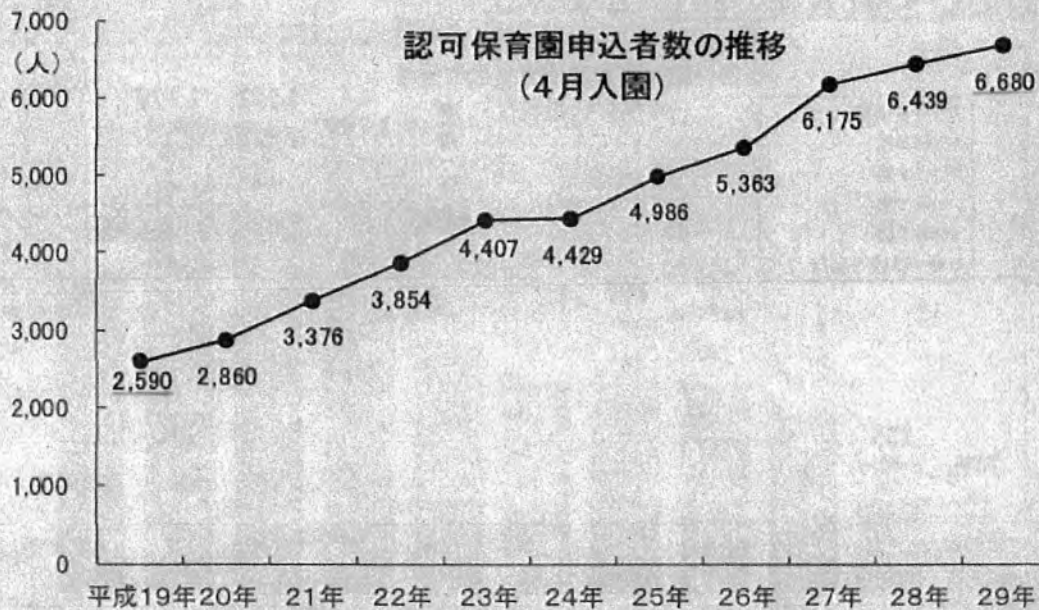
乳幼児の養育状況の推移



0.2倍増加

## <認可保育園申込者数(4月入園)の推移>

認可保育園の申込者数は、年々増加している。平成29年度もこの傾向は続いており、この10年で2.5倍以上増加している。



## <保育定員数の推移>

保育を希望する方の増加に対応するため整備を行い、平成28年度は 1,959名分の定員拡大を行った。



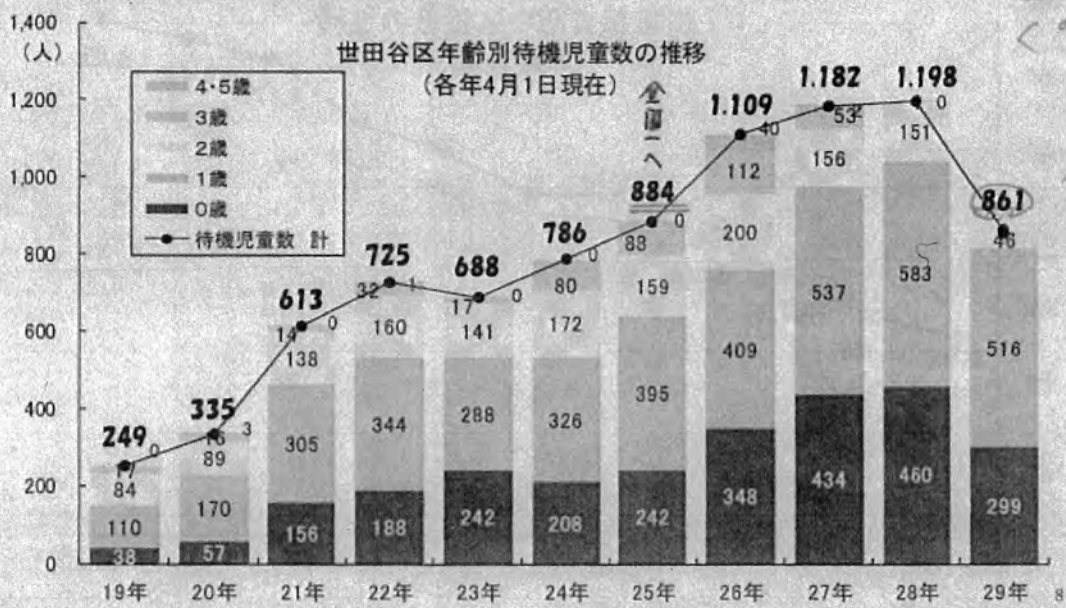
認可外保育事業の増加  
認可外保育事業の拡大

増  
1,959名分の定員拡大  
60%  
認可  
区へ申請  
17,893  
11,309

申請済み → 入所がた → 認証. 待機児童減

## <保育待機児童数の推移>

未就学児童の増加や保育ニーズの増大により増え続けてきた保育待機児童数は、6年ぶりに減少に転じ、平成29年度は前年度に比べ337人減の861人となった。



減少に転じ  
減少傾向

# 世田谷区地域保健福祉審議会

## 答 申

NO. 4

### 「子どもを取り巻く環境整備について」

平成10年11月

行政課長 福玄

世田谷区地域保健福祉審議会

## 子どもを取り巻く環境整備について

### 理念

- ・子どもたちひとりひとりが持っている「育つ力」を思いきり輝かせる
- ・子どもたちの「育ち」みんなで関わり、子どもたちに学びながら、子どもたちのすばらしさを発見・理解し、子育てのよろこび、育ちあうよろこびを分かち合う
- ・共に育ちあうことを通じて、個の自立と連帯を深め、多様な生き方を受け入れ支える社会と未来の夢や理想を、子どもといっしょに築く

### 目的

子どもがすくすく育まれ、のびのびと育つまちづくり

### 目標

- ・子どもとおとなの参加・参画・協働により、子どもが地域で共に生きる対等なパートナーである「共に支え共に生きる」地域社会の構築し、地域福祉文化を創造する
- ・子どもや子育て家庭が地域で必要な支援を受けられることができるよう、子どもを核とした〈知りあい・ふれあい・支えあい〉を推進し、家庭・学校・地域・行政のパートナーシップにより、子どもを取り巻く環境を整備する

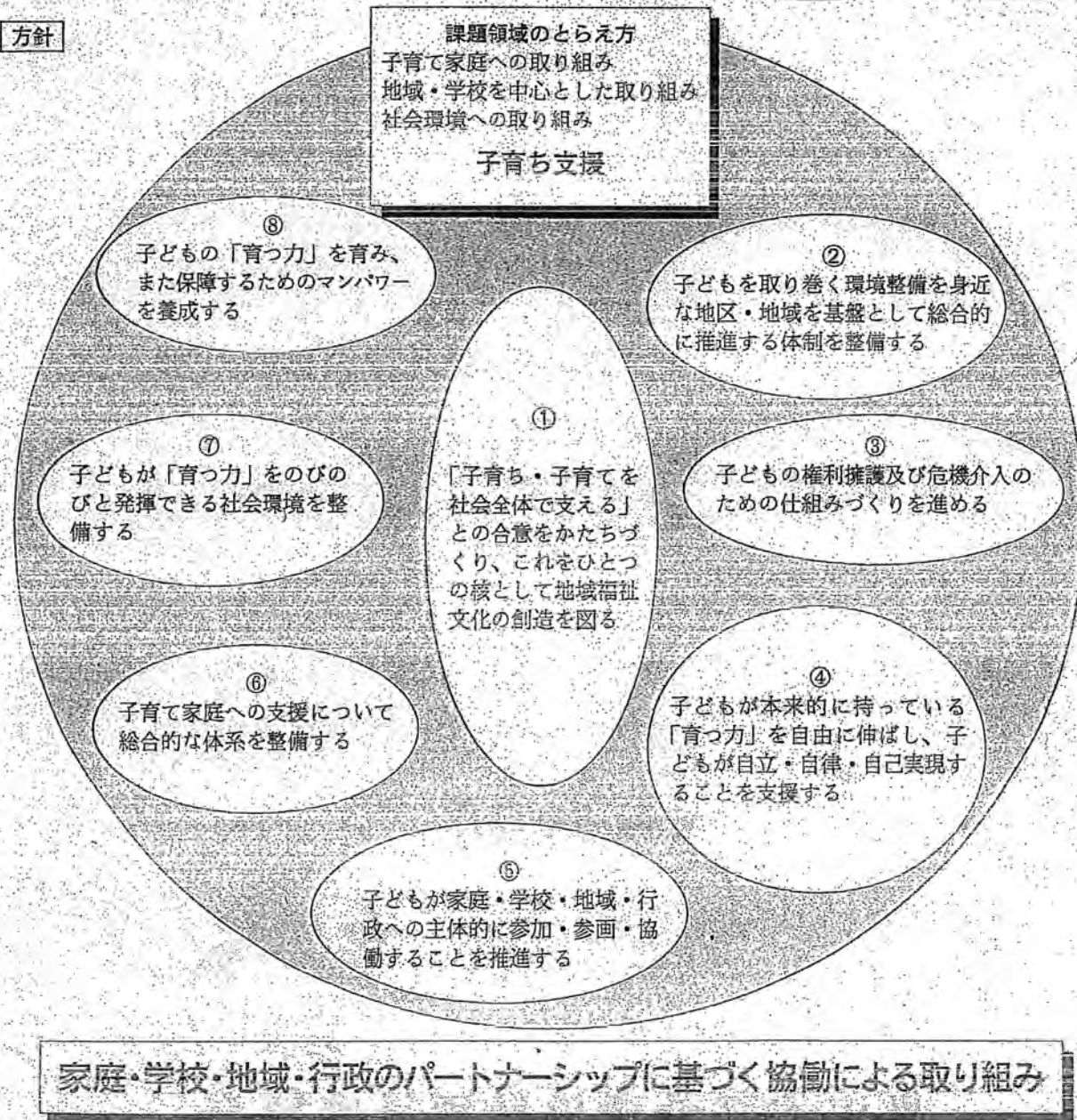
### 視点

#### ① 子ども本位・子ども主体の子どもの視点

- ・子ども自身の権利と利益を守る
  - ・子育て（子どもの自立と自己実現）を支援する
  - ・子どもに身近な地区・地域を基盤として問題の発見・解決を進める
  - ・地域社会や区政への子どもの参加参画を進める
- ② 子どもの発達段階や個性に応じた柔軟で多様な視点
- ・子どもを決まりきった型はめようとせず、その個性を尊重する



### 方針



家庭・学校・地域・行政のパートナーシップに基づく協働による取り組み

実施

協働

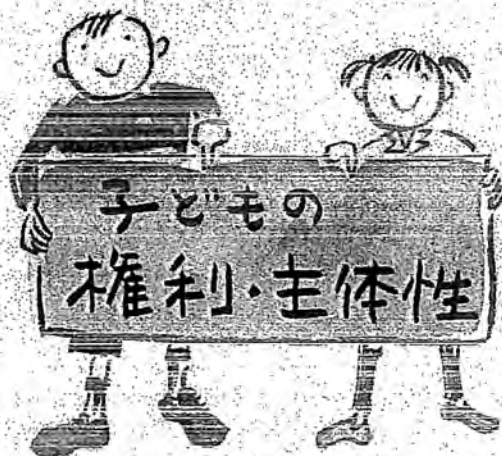
支援



1. 子どもの権利保障のための「(仮)子どもの権利宣言・条例」の制定

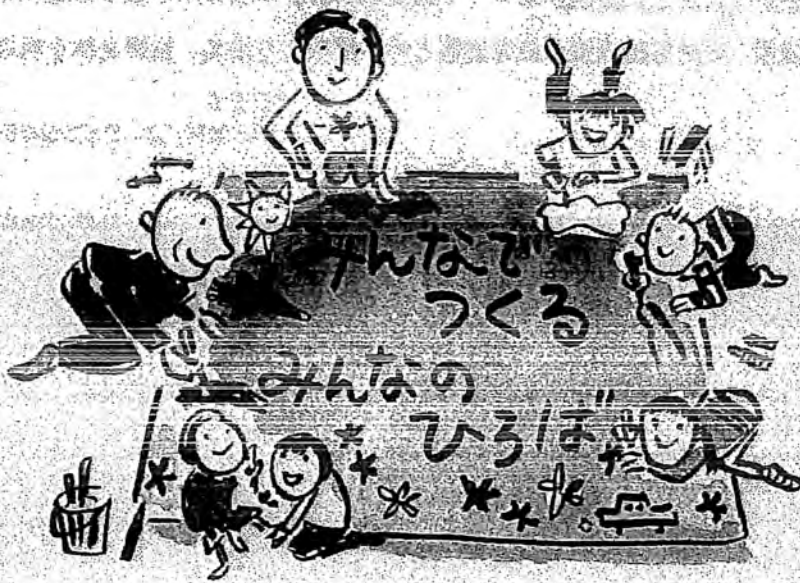
子どもの問題に対する区民の関心を高め、議論を広く活性化し、「子育て・子育てを地域社会全体で支える」との社会的合意をかたちづくる。その具体化の仕組みとして、子どもの権利と主体性を保障するために、「(仮)子どもの権利宣言・条例」を制定する。

- 「答申」内容の周知と、これを手がかりとした、子育て・子育てに関する子ども・家庭・学校・地域・関係機関・行政の議論の活性化。
- ふだん子どもと関わっている人もそうでない人も、子ども自身を含め、様々な立場や視点の人たちが集い、互いに意見を交わしながら、自分たちに何ができるかを考え、取り組みに向けた姿勢をかたちづかっていくための場の、身近な地区を中心とした形成。→「(仮)地区子ども連絡会」として地区ごとに整備。
- 地域ごとの交流・連絡の場の整備。及びこれによる、子どもとおとな、それぞれの議論の活発化・深化と対話・交流の推進。
- 子ども・区民を中心とした「(仮)子どもの権利宣言・条例」の制定。



# 子どもを取り巻く環境整備プラン

計画



世田谷区

# 1. プランの策定にあたって

子どもは本来、自ら成長していくための内在的な資質を有している存在です。これまで世田谷区は、地域社会と共に、子どもの成長を育むべく環境づくりに取り組んできました。社会情勢や経済状況の変化、少子化や核家族化の進行、児童福祉法の改正等により、子どもがすくすくのびのび育つ環境に対し、社会全体での総合的な取り組みが必要となってきています。

世田谷区では、平成9年に領域を横断した総合的な庁内検討組織を設置するとともに、基本的な考え方を区地域保健福祉審議会に諮問し、平成10年11月に答申を受けました。子どもを取り巻く環境整備に取り組むにあたり、まず、子どもを対等なパートナーとし、子どもと「共に支え共に生きる」ことが重要です。子どもは権利の主体であると考え、自ら主体的に成長することを支援することが必要です。対象とする子どもの範囲を、乳幼児から成人まで幅広くとらえ、それぞれの発達段階に応じた適切な対応を進めなければなりません。

子どもと家庭の問題とは、※子育て・子育てという社会的営み自体に関わるものであり、行政だけで解決できるものではありません。身近な地区・地域を中心とした子ども、家庭、学校、地域、関係機関、行政等のパートナーシップと協働に基づく「新しい公共」による取り組みを進めるために、交流・社会参加に基づく施策、保健福祉施策、教育施策との連携をより進め、施策全体を組み立てていく必要があります。

※子育て

「子育て」は、子ども自身が自ら育つことを指します。

## (1) 基本理念

① 子どもたちひとりひとりが持っている「育つ力」を思いやり輝かせる。

子どもは、「自ら育つ」内在的な資質を有している存在である。この自ら育つ資質をのびのびと発揮できる環境を整備することは、私たちおとなの責任である。

② 子どもたちが自ら育つことにみんなに関わり、子どもたちに学びながら子どもたちのすばらしさを発見・理解し、子育てのよろこび、育ちあうよろこびを分かち合う。

地域社会のおとなや子どもたちが、みんなが子どもが自ら育つことに関わり、子どもを核とした豊かで広がりのある人間関係を培うことにより、子育てのよろこび、子どもと共に育ちあうよろこびとともに、「新しい公共」を中心として子どもを取り巻く環境の整備に取り組む。

③ 共に育ちあうことを通じて、子どもと一緒に築く

自分たちの暮らすまちや、ひとりひとりの地域における暮らしの中で、コミュニケーションづくり、コミュニティづくりを進めることは、子どもの育つ環境を豊かにすることにつながるはずである。そのため、未来を担う子どもたちと共に、健やかに開かれた地域社会を築きあげる取り組みを進める。

## (2) 目的

### ① 子どもがすくすくと生まれ、のびのびと育つまちづくり

子どもを取り巻く環境整備を、身近な地区を中心とした区民同士の交流と社会参加を基盤として、子ども、家庭、学校、地域、関係機関、行政等のパートナーシップによるまちづくりにより進める。

## (3) 視点

### ① 子ども本位・子ども主体の子どもの視点

- 子ども自身の権利と利益を守る。
- 「子どもが育つ」ことを支援する。
- 子どもに身近な地区・地域を基盤として、問題の発見・解決を進める。
- 地域社会や区政への子どもの参加・参画を進める。

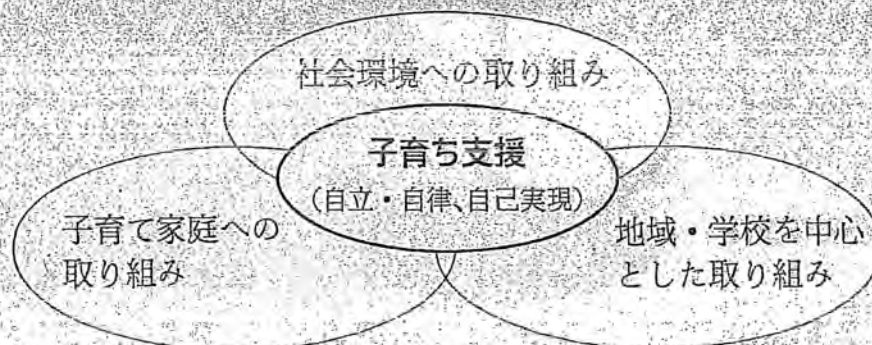
### ② 子どもの発達段階に応じた、柔軟で多様な視点

- 子どもの意見や意志、個性、主体性を尊重する。

## (4) 取り組みを進めるための基本的考え方

子育て家庭への取り組み/学校・地域を中心とした取り組み/これらを取り巻く社会環境の整備という3つの取り組みを通じ、これらが相互に関連した3つの側面を全体として、総合的に取り組むことが必要である。

- ① 子育て家庭への取り組み
- ② 地域・学校を中心とした取り組み
- ③ 社会環境への取り組み



[世田谷区地域保健福祉審議会答申より]

## 5. 重点取り組み

子どもを取り巻く環境整備は、

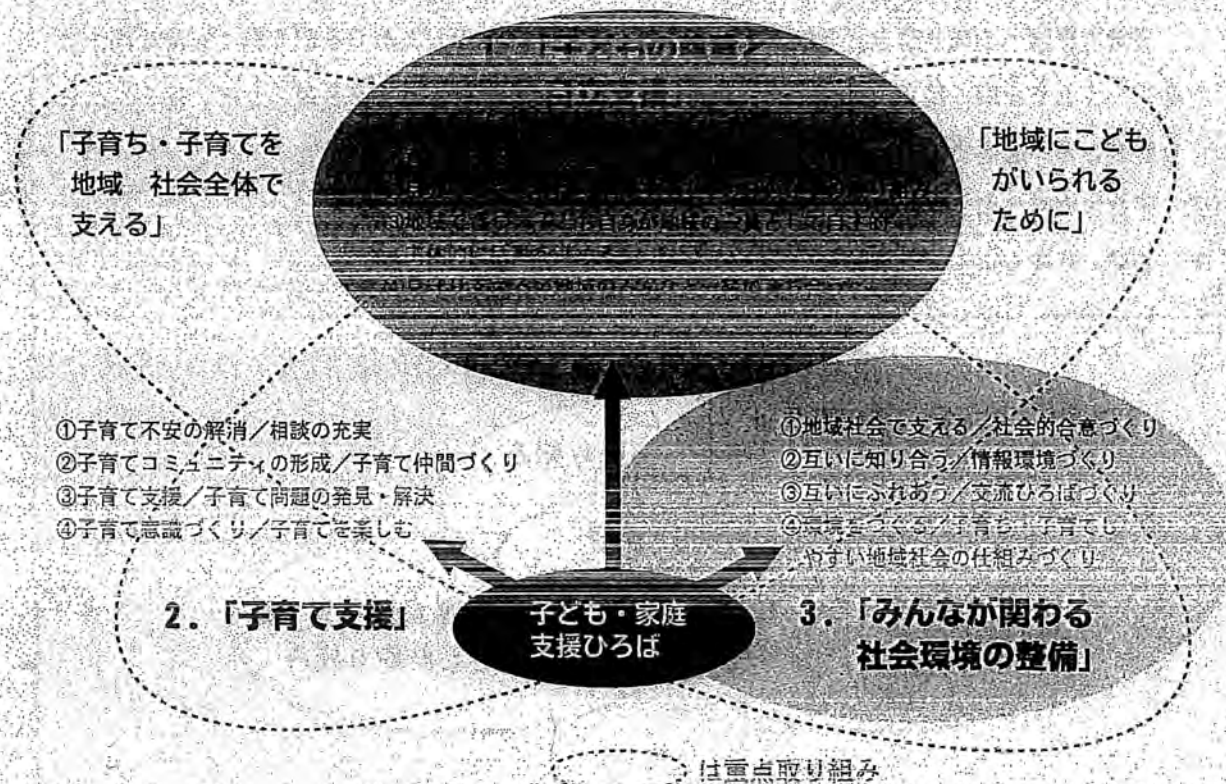
- I. 子どもの尊重と自立支援
- II. 子育て支援
- III. みんなが関わる社会環境の整備

〈対〉

の三つの取り組みで構成されており、これらの三領域がそれぞれ有機的に結びつくことにより大きな成果が得られます。それゆえ、三つの取り組み方向とそれを進める<sup>(4)</sup>関連施策がお互いに連携し、かつ、施策を実施する<sup>(4)</sup>関係部門が横断的・総合的に関わりながら事業展開を図っていくことが重要です。

この観点から先駆的・象徴的・特徴的な仕組みとして、重点取り組み(1)～(3)を定めます。

この重点取り組みを実施することにより、それぞれの施策の関連性が強化され、施策を総合的に推進するとともに、子どもと家庭に関わる全体課題を解決する重要なきっかけづくりとなります。また実現の過程の中で、「新しい公共」を中心とした協働による子どもへの取り組みの全体が推進されることが期待できます。



### (1) 子育て・子育てを地域社会全体で支える

子どものことにみんなが関心を持ち、子どもたちと共に考え、共に話し合う場と機会づくりを進め、「子どもが育つことや子育てを地域社会全体で支える」との社会的合意をかたちづくりします。また、障害のある子どもが育つことを、地域社会全体で支えています。その具体的仕組みとして、子どもの権利と主体性をきちんと認識し、子どもの健康や安全が脅かされることのないよう、子どもの尊重と自立の支援を進めます。

#### — [主要な取り組み等] —

- いじめ・虐待への取り組み
- 「(仮)子ども権利宣言・条例」の制定

### (2) 「子ども家庭支援ひろば」づくり

身近な地区で、児童館、出張所、学校を拠点として、地区に存在する豊富な人的資源の参加により、子どもをめぐる相談と開かれた交流と社会参加・参画を基盤としたネットワークを形成し、このネットワークによる『子ども家庭支援ひろば』の整備により、様々な地域のパワーを結集して、子どもや家庭の課題に取り組みます。

#### — [主要な取り組み等] —

- 身近な案内・相談の場の設置
- 子ども家庭支援ネットワークによる協働での問題解決
- 子ども家庭総合相談の設置

### (3) 地域に子どもがいられるために

子どもとおとながいっしょに、魅力ある地域活動づくりを進める中で、遊びを通じて生活や生き方を伝える、子どもとおとなが意見を述べあう「会議」等、子ども同士、子どもとおとな、おとな同士の豊かな関係をつくり出します。これにより、知り合いづくり、居場所づくり、交流・参加・体験の機会づくり等、地域の暮らしに子どもたちが主体的に関わり、子ども自身による活動を創造していくための基盤づくりを進めます。

#### — [主要な取り組み等] —

- 子どもの命を守るネットワーク支援
- 中高生世代による主体的な取り組み

# 船橋市行政調査報告

2018年1月31日(水)

## — 保育士の処遇改善等について —

### 1 調査目的

2017年6月定例会での市長の所信表明では、「東日本大震災や原子力災害からの復興、本市のさらなる発展、振興のためには、将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる社会システムを構築することが最も重要であり、引き続き、子どもの健やかな成長を政策の基本に据える「子本主義」の立場で市政を運営していく。」との強い決意が語られている。

事業としては、保育料の無料化・軽減を進めるとともに、待機児童解消では、「ニコニコ子ども・子育てプラン」に、2015年度から2019年度までの5か年で1700名分を確保するとの目標を定め取り組んできている。

2015・16年度の2年間では、計画数の680名分に対し、計画を上回る767名分を整備し、2017年度においても、11月現在8施設、403名の整備を進めてきている。

しかし、2017年10月1日時点での待機児童数は106名と、依然として高い状況にあり、今後待機児童解消に向け、計画の変更も含め、新たな追加施策が必要な状況となっている。

さらに、今後進められようとしている国の政策が具現化していくと、より保育の需要が増加し、待機児童数が増加していくことが予想される。

本市では、現在でも計画段階の数値を上回り、3桁の待機児童が出ている状況にあり、今後さらなる悪化が想定される。施設の拡充、計画の見直し、保育士の処遇改善等あらゆる手立てを先行して実施し、1日でも早い待機児童解消に努めていかなければならない。

そこで、保育の受け入れ枠の拡大と保育士確保の取組等により大幅に待機児童の減少を実現している船橋市に行政調査を行うこととした。

### 2 船橋市待機児童解消緊急アクションプラン

#### (1) 船橋市の状況

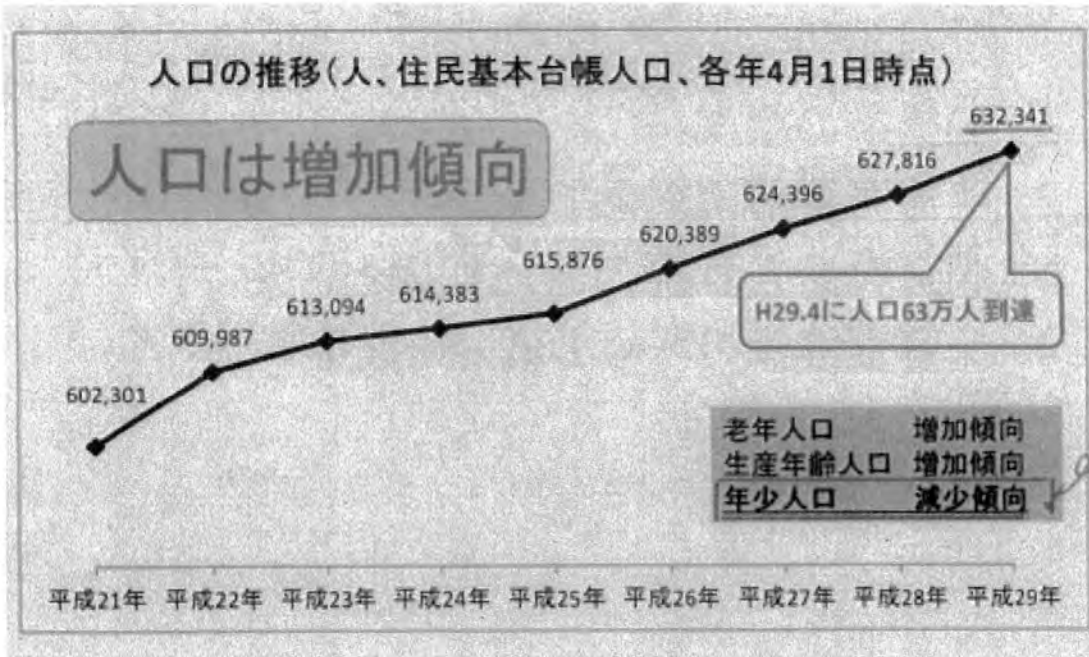
##### ① 認可保育施設の状況（平成29年4月1日現在）

保育所	101か所（公立27、私立74）	
認定こども園	5か所	} 全て私立 手当として、分かるように支給
新制度移行幼稚園	1か所	
小規模保育（認可外）	19か所	
家庭的保育	6か所	

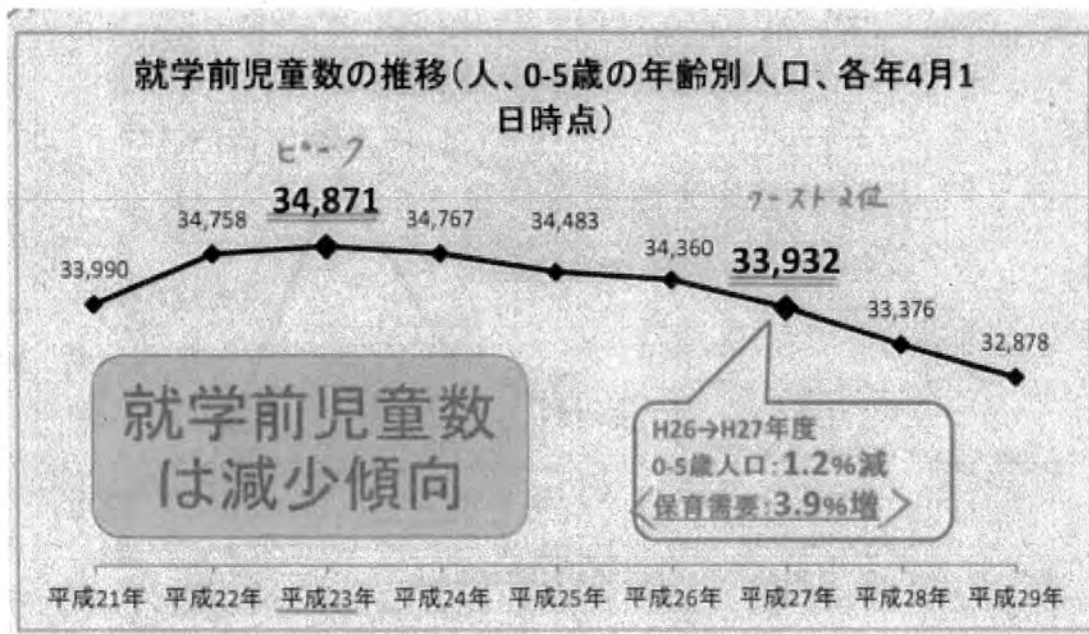
定員2・3号 12, 169人  
1号 435人

※保育所数には、私立の分園4を含む

② 人口の推移

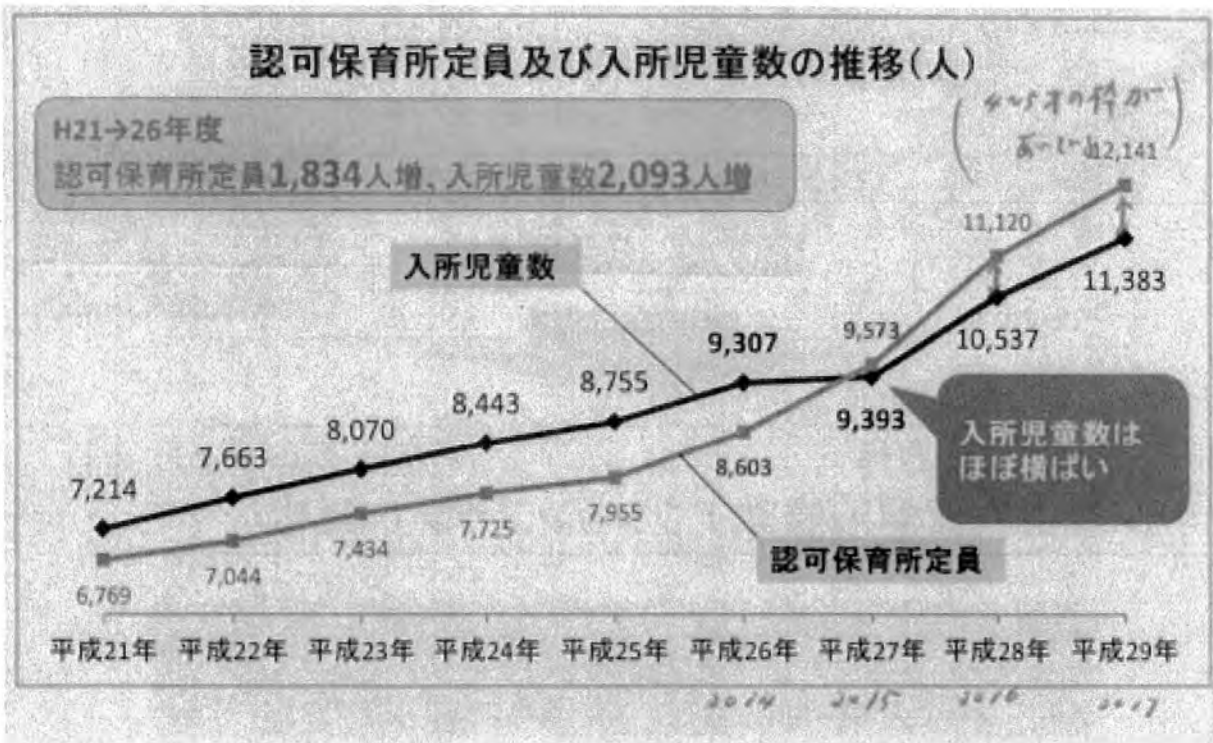


③ 就学前児童数の推移



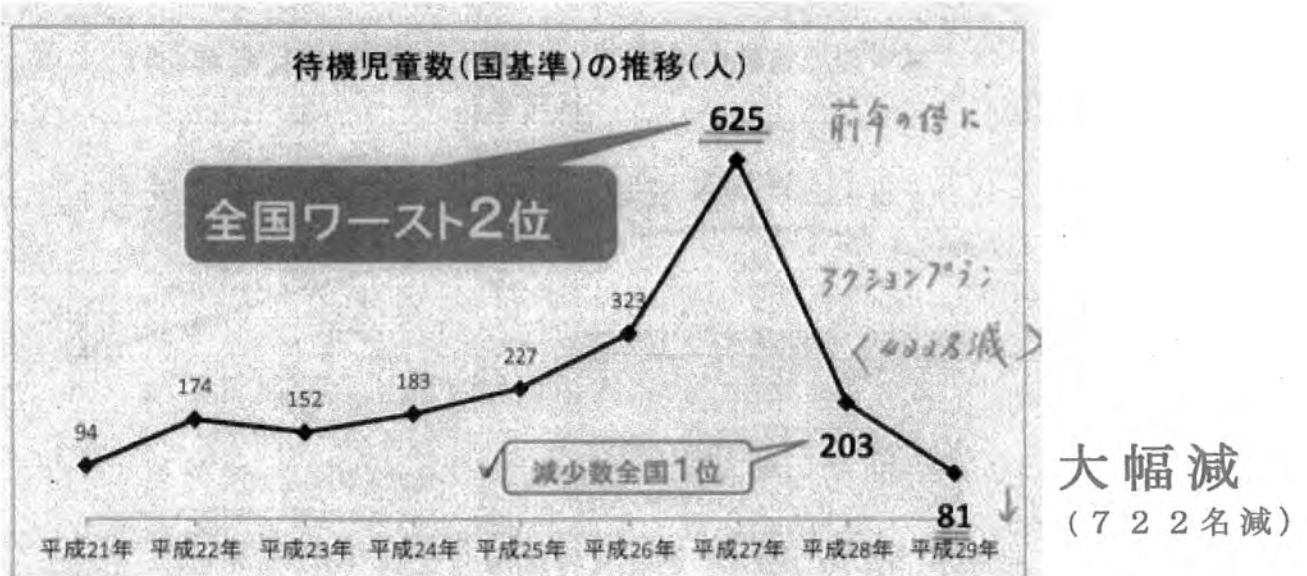


④ 認可保育所定員と入所児童数の推移

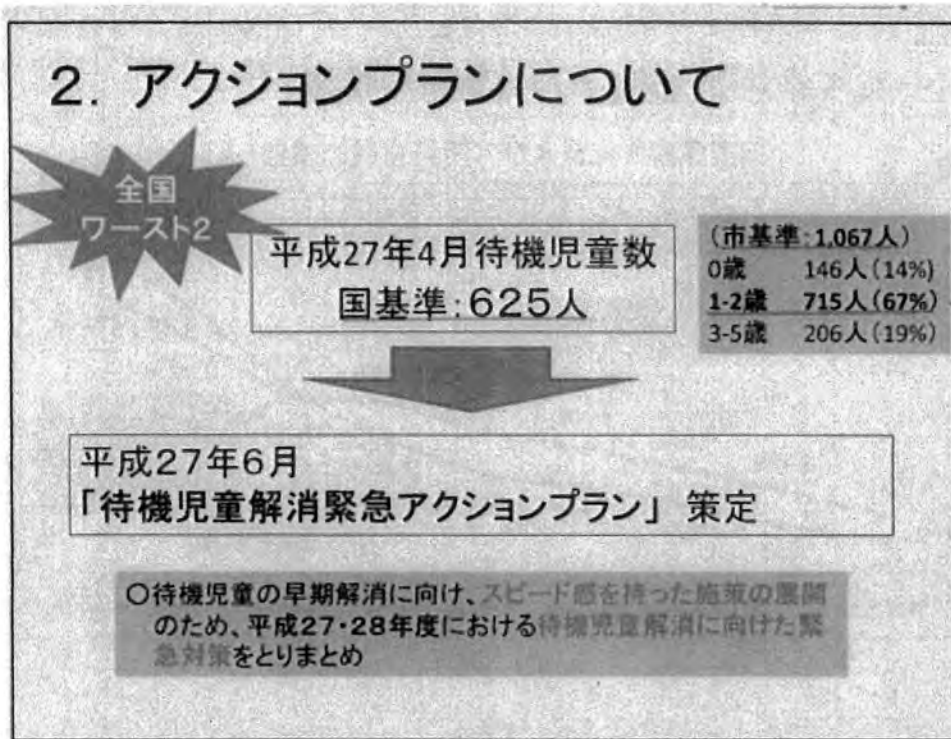


※ 施設を整備すると(枠) 《0～2歳》すぐ埋まる  
《4～5歳》空いていく

⑤ 待機児童数の推移(4月1日)



(2) アクションプランの内容



多い

※申込者数  
実態に近い数  
(育休などは、  
引かない)

### 待機児童数増加の主な要因

○全市的な保育需要の増加

・就学前児童の人口は減少、一方で保育需要は市内全域で増加  
(H26→H27年度: 0-5歳人口1.2%減、保育需要3.9%増)

○局地的な子育て世帯の増加 (マンション、宅地開発)

・大規模マンションのほか、中規模のマンションや宅地開発が急増し、局地的に子育て世帯が増加

○供給量を上回る需要の伸び

・一部開園遅延等でH27.4時点の受入枠増加数が保育需要の伸びを下回った

受入枠拡大

○保育士の不足を要因とした待機者増

・保育士の不足を要因とし、認可定員までの受入れができないことによる待機者が増加した

保育士確保

※公立…平成27年度待機児童数300人 (保育士不足…90人)

## アクションプランの2本柱

### ①保育の受け入れ枠の緊急拡大

1・2歳児の待機児童715人分を2年間  
(H27、28年度)で確保

➡ 0～5歳児全体では最大  
2,000人分の枠を整備

(2,000人)  
・715人を定員90人規模の認可保育所のみで確保する場合の必要量

※ 1・2歳は1/3

### ②保育士の緊急確保

市内の保育所等への就職促進

➡  
・保育士の処遇改善  
・保育士養成修学資金貸付制度  
・保育士確保キャラバンの実施  
・保育現場復帰のための職場体験

## (3) 保育の受け入れ枠の拡大

### <施設整備>

#### ①認可保育所、小規模保育事業の効率的整備

##### ◎需要に応じた効率的な整備

27年度は

① 最優先地域: JR3路線、私鉄1路線の6地域

② 優先地域: JR1路線、私鉄2路線6地域 で公募

28年度は

最優先、優先の区別なく6地域で複数回公募

27年5月～28年4月開設: 22園 (1,366人分)

28年5月～29年4月開設: 20園 (1,021人分)  
増改築3園

※認定こども園3園含む

# ①認可保育所、小規模保育事業の効率的整備

## ◎スピード感を持った整備

27年度から

(建物改修費等補助金  
建物賃借料補助金)

基準を上げた

定額だったものを  
定員数に応じて上乘せ

※スピード感

認可:18園/23園、小規模:12園/16園 が賃貸物件活用

Point

# ②既存施設の定員拡大

## ◎既存私立保育所と個別協議

新たな整備を伴わず待機児童対策に即効性があることから、施設基準等に余裕のある既存園の定員を増やした

7園:181人

即効性がある

市の基準

# ③認証保育所制度の拡充

## ◎新規参入や認可外からの移行促進

市が定める基準を満たす「認証保育所」制度の拡充を図る

【認証A型】

面積基準…認可と同等  
職員配置…認可と同等  
給食提供…自園調理

【認証B型】

面積基準…認可と同等  
職員配置…保育士1/2  
給食提供…自園調理

新設 H27.10

27年度 7施設:114人分

28年度 1施設:110人分

☆認証保育所の通園児補助金を27年4月から増額  
1人:9,000円~22,000円⇒全年齢30,000円/月額

※ 保育士の処遇改善は行われていない。(認可外)

#### ④ 認定こども園への移行支援

◎ 幼稚園の3～5歳の定員を、保育の枠として確保するため、認定こども園への移行を支援する。

- ・幼稚園への説明会の実施（個別に対応）
- ・幼保連携型認定こども園を設置する場合、整備費を福祉医療機構から借入れた際の元利補助を実施

□ → 1月に  
< 移行補助 >

28年4月 2園: 188人  
(幼保連携138人、地方裁量50人)  
29年4月 1園: 54人  
(幼保連携54人)

#### ⑤ 幼稚園における一時預かり事業の促進

◎ 幼稚園在園児の一時預かり事業(=幼稚園型)を促進して、潜在的な2号認定子どもの幼稚園の利用促進を図る。

- A. 子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業、開設準備経費の改修費等について、市独自で上乗せ補助を行う(補助基準額を2,200万として、その3/4補助)

市独自の  
上乗せ

➡ 3園実施

- B. 子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業、運営費について、実施日や預かり時間等、一定の要件を満たす園に、市独自で上乗せ補助を行う

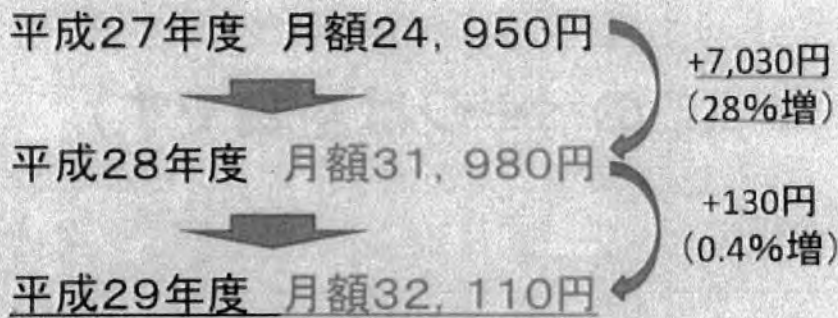
➡ 29年4月現在 19園

## (4) 保育士確保のための取組 (ふなばし手当)

### ①保育士の処遇改善 (ふなばし手当)

#### (1) 処遇向上補助金

※給与への上乗せ補助:私立園対象



大幅に増額へ

※別途期末手当分として、年額71,460円補助あり

$$32,110円 \times 12月 + 71,460円 = 456,780円/年$$

※ 千葉県 (10,000円) 42,110円

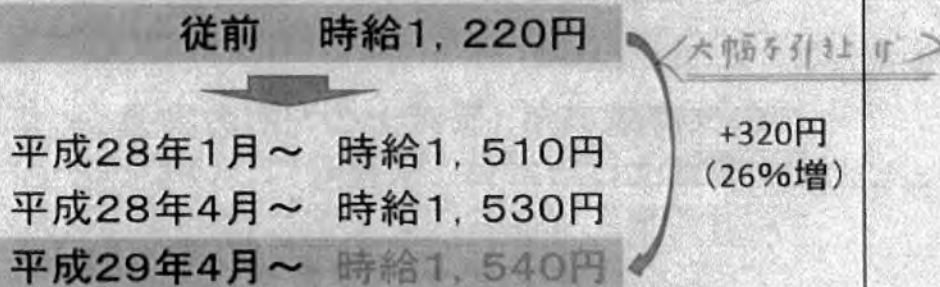
※ 東京都 (4万円上乗せ、区も特別加算)

他の自治体も全体的にアップしてきているので、保育士の確保が難しくなってきている。

### ①保育士の処遇改善 (公立保育園の保育士確保)

#### (2) 臨時保育士の賃金の引上げ

※公立園対象



160%

①保育士の処遇改善（公立保育園の保育士確保）

**(3) 常勤保育士の採用増**

※公立園対象

平成27年4月採用者数 32人(募集20人程度)



平成28年4月採用者数 72人(募集50人程度)



平成29年4月採用者数 65人(募集40人程度)

< 多くの方を採用 >

## 宿舎

②保育士宿舎借上事業 < 遠方の方への対応 >

※H27.12から実施

○国庫補助事業を活用(国庫補助率1/2)

※「保育人材確保事業の実施について」別添5「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」

○保育園等が、保育士のための宿舎を借上げた場合、家賃等について、

月額82,000円を上限に補助するもの

○採用後5年目までの保育士が対象

H27年度実績 11園、19人 ( 円 )

H28年度実績 36園、98人 ( 円 )

※ 公立は、住居手当で

# 養成

## ③保育士養成修学資金貸付事業

※H27.4から実施

### ○市単独事業

○指定保育士養成施設である学校の学生に対し、月額30,000円を貸付け

※対象となる学生、学校とも市外可

○卒業後、市内の保育園等に保育士として、正規の修学期間以上勤務した場合、返済を免除 (2年~24年)

H27年度 貸付33人 卒業生 3人→市内就職 3人  
H28年度 貸付90人 卒業生42人→市内就職34人

<市外対象>

Point

保証)

一定数の確保

て3い)

※条件… 1日6時間、月20日間勤務

## ④保育士確保キャラバン

○保育園への就職を働きかけるため、「ふなっしー」のデザインのパンフレットを作成

H27年12月

○保育士養成校等へ職員が訪問し、就職支援担当者や学生に対し、船橋市の魅力や保育士支援策を直接PR

・県内はもちろん、群馬県、茨城県、栃木県など北関東の学校も訪問

H27年度実績 県内10校、県外11校  
H28年度実績 県内10校、県外14校





♪♪♪

船橋市内の保育園で  
子どもたちにかこまれて  
働きませんか?

ふなばしの子どもたちが  
待ってるなっしー!!

市外へのあこかけのアクセスも充実!!

そうだ!

ふなばしの保育園で働こう!!

船橋市内の保育園で働く保育士のための  
**3つの支援**

船橋市では、船橋市内の保育園などで働く保育士さんのためにこんな支援を用意しています。

- 1 ふなばし手当あります**  
船橋市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所に勤務すると、給与の上乗せとして月額32,110円、期末手当71,460円(合計年間456,780円)の手当があります。(各保育園等から手当として支給されます。)
- 2 月々の家賃を補助します**  
船橋市内の私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所が、勤務する保育士のために宿舍(アパート等)を借り上げた場合に家賃の一部(1戸あたり月額92,000円まで)を補助します。(各保育園等へ補助金として支給します。)
- 3 修学資金を貸し付けます**  
船橋市内の保育園などで保育士として勤務する意思のある方に、指定保育士養成施設在学中の修学資金として月額30,000円の貸付けを行います。卒業後に船橋市内の保育園などで、修学期間以上勤務すると、貸付金の返還が全額免除されます。

※詳しい内容についてはお問合せください。※掲載の内容は平成29年4月現在のものとします。

働き始めたあとも、日々の保育に役立つ研修で保育士さんにも応援してるなっしー!

船橋市HPの保育士就職支援のページはこちら

## 実際に会ってもらう

### ⑤私立保育園合同おしごと相談会

- 年2回(9月、12月)開催
- 船橋市保育協議会(私立園団体)・ハローワーク船橋と共催
- 各園個別ブースでの職場説明等(9月)、求人内容説明・面接等(12月)、ハローワークによる就職相談

当日参加自由

H27年度参加者 140人  
H28年度参加者 156人 ※9月、12月合計

### ⑥保育士就職支援研修会

- 年2回(9月、12月)、おしごと相談会と同日(午前中)、同会場にて開催
- ハローワーク職員による就職支援講座など、保育士としての就職に結びつける研修会を実施

⑧保育のおしごと就活準備講座 等

H27年度参加者 64人  
H28年度参加者 53人 ※9月、12月合計

※ 保育士の定着率…止める方が多い(結婚、出産を期に)

⑦保育職場復帰支援実習

○年1回実施（10月実施）

○保育園現場を離れている潜在保育士等が円滑に復帰できるよう、保育園において実習する機会を設ける。

○実習受入園（公私）と実習希望者を市がコーディネートするとともに、実習にあたっての傷害保険・損害賠償保険に市の負担で加入

<実習>

H27年度参加者 4人

H28年度参加者 7人

※ 潜在保育士の再雇用…難しい

現役（研修）

⑧保育士就業継続支援研修

○年4回実施（H28.9、10、12、H29.2）

○現役の保育士（公私）を対象に、保育士としての就業継続に資するよう、各種研修会を実施

（28年度研修テーマ）

- ・いま、求められる保育の質
- ・心と体のセルフケア
- ・伝わる文章の書き方研修
- ・後輩を持つ保育士のためのコーチング研修

H27年度参加者 223人

H28年度参加者 339人 ※4回合計

<公私>

< 保育士の子への支援 > 加点 (利用調整時)

⑨保育士の子どもの優先入所

※H27.11から実施

○市内の保育所等に勤務する保育士の子どもの保育所等の利用調整において、加点を行う。

○1日6時間以上、月20日以上勤務の場合  
⇒6点加点(上記未満の場合は3点)

(例) 父母ともに常勤、育児休業明けの場合  
10+10+2+6=28点

< 最高得点に近い > は入所

保育士確保策の成果

○保育士数の増加

■私立保育園

※保育園数は分園を除く

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保育園数	49	48	59	70
定員	4,943	4,858	6,059	6,861
保育士数	806	798	971	1,107
増減	-	△ 8	< 173 > ↑	< 136 > ↑

■公立保育園

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
公立保育園	27	27	27	27
定員	3,660	4,448	4,448	4,488
保育士数	480	493	553	594
増減	-	13	< 60 > ↑	< 41 > ↑

< 臨時 >

100人程度

私立保育園、公立保育園とも、平成28年度以降、保育士数が着実に増加しています。

## 保育士確保策の成果

### ①保育士不足による待機児童数の減少

※公立の例、市基準ベース

平成27年4月 288名(保育士85名不足)

平成28年4月 32名(保育士15名不足)

平成29年4月 9名(保育士 8名不足)

### ②待機児童数の減少

平成27年4月 625名(市基準1,067名)

平成28年4月 203名(市基準 531名)

平成29年4月 81名(市基準 379名) <少ない数ではない>

<現在も継続中>

※平成29年4月時点でも81名(市基準で379名)の待機児童がいる。  
現在も、解消に向け取組を継続中

※ 保育所の民間委託(公立27園)

議員より指定管理への話しはあるが、待機児童解消が優先課題

## 3 考 察

船橋市では、認可保育園への入園を希望しても入れない「待機児童」が千葉県で最多、全国ワースト2位の現状を解消するためあらゆる手立てを用い解消に努めてきた。

まずは、施設の拡充であるが、園児定員が増える一方で、増加に見合う保育士の確保が課題となる。地域内争奪を避けるため、保育士の家賃負担を一定の条件下でゼロにする補助制度を新設し、他市を意識した優遇策を複数用意し取り組んできた。

また、「ふなっしー」にも協力を求めてパンフレットを作り、他県の学生等への働きかけを強めるなど、「魅力ある船橋の保育園」を広く呼びかけてきた。

さらに船橋市は、私立の新設・既存保育施設が保育士不足に陥らないよう(1)保育士の負担がゼロになる家賃補助(2)修学資金貸付(3)給与上乗せ補助の支援制度を準備し、船橋の保育園で働くよう、市外からの呼び込みを図っている。

「家賃補助」は、市内私立保育園など事業所が保育士のためにアパートなどを借り上げた場合、月額8万2千円までを事業所に支払う制度である。国と市が半額ずつ負担する「保育士宿舍借り上げ支援事業」で、同額までの部屋なら事業所・保育士とも実質負担はゼロとなる。常勤で雇用後5年目までの保育士が対象者となる。

また、「修学資金貸付」は2015年度から始まった制度で、保育士養成施設で学ぶ全期間を限度に、月額3万円を貸し付ける制度である。卒業後すぐに市内保育施設に就職した場合、貸付期間と同期間以上勤務すれば全額返還が免除される。

2015年度は募集した20人を大幅に上回る33人の応募があり、市は急きょ希望者全員に貸し付けを決めた。

さらに「給与上乗せ補助」は、私立保育園保育士の給与に年額で最大36万5900円を上乗せする制度である。市が事業所に補助金を交付し、事業所が「手当」として保育士に支給する。補助額が分かりやすいため、保育士養成施設の学生らに「船橋手当」として歓迎されている。

これら他市を上回る船橋での保育士優遇策を紹介するため、市は「ふなっしー」を表紙にしたパンフレット5千部、ポスター2種類計3300部を作成し、関東近郊の保育士養成施設に配布するほか、市内各関係施設にも掲示して「船橋の保育園」の魅力をアピールし、保育士の大量確保を狙い、子育て支援の充実を図っている。

松戸徹市長は「家賃補助など保育士が勤めたいと思う理想的環境を整え、1人でも多くの保育士を確保したい」と強調している。

説明をいただいた船橋市子育て支援部保育認定課長丹野誠氏によると、全国ワースト2位を返上するため、市長が先頭となり、市の関係部局、財政部局等も含め、全庁をあげて待機児童解消に向けた取り組みを進めてきたとのこと。

財政的な支援もあり、様々な手立て及び対策を打つことができ、大幅な待機児童の減少が実現できているとのこと。しかし、まだまだ多くの待機児童がおり、今後も継続して取り組みを進めていく必要があるとのこと。

郡山市においても、船橋市に習い、待機児童解消に向け、財政的な支援も含め、あらゆる対策を早急に図っていく必要がある。

## 4 調査の様子



船橋市庁舎内



鈴木和美船橋市議会議長



船橋市子育て支援部保育認定課長  
丹野 誠氏



課長補佐  
松浦年洋氏

鈴木議長より



飛田会長挨拶  
(飛田会長、八重樫幹事長、飯塚)



調査風景



船橋市役所玄関



船橋市役所玄関にて

5 名 刺

船橋市議会

議長 鈴木和美

議長室 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号  
電話 〒273-8501

船橋市 健康福祉局 子育て支援部 保育認定課

課長 丹野 誠

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25  
TEL 047-436-2331 fax 047-436-2332  
mail hoiku@city.funabashi.lg.jp

船橋市 健康福祉局

子育て支援部 保育認定課

課長補佐

松浦年洋

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25  
TEL 047-436-2331 fax 047-436-2332  
E-mail hoiku@city.funabashi.lg.jp





# 待機児童解消緊急アクションプラン

平成27年6月2日

船橋市 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課・保育課

## 本市の保育所待機児童数の現状

○平成27年4月1日の市基準待機児童数は、**1,067人**(※基準でも69人)  
○この数値が待機児童の大半を占める。

【市基準】				
	H26.4	H27.4	増減	増加率
0歳	73	146	73	200%
1～2歳	583	716	132	123%
3～5歳	133	206	73	155%
合計	789	1,067	278	135%

【国基準】				
	H26.4	H27.4	増減	増加率
0歳	11	64	53	582%
1～2歳	285	423	138	148%
3～5歳	27	138	111	511%
合計	323	625	302	193%

### ＜待機児童数増加の主な要因＞

- ①全体的な保育需要の増加  
就学前児童の人口は減少している（前年度比1.2%減）が一方で保育需要は市内全域で増加（前年度比3.9%増）。

	H26.4	H27.4	前年比
0～5歳人口 A	34,380人	33,932人	1.2%減
保育需要 B	10,096人	10,490人	3.9%増
保育需要率 B/A	29.40%	30.90%	

※保育需要は、平成27年4月1日現在の保育所定員と市基準待機児童数

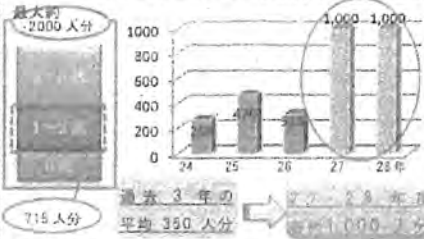
- ②大・中規模マンション開発の急増  
大規模マンションのほか、中規模のマンションや団地開発が急増し、局地的に子育て世帯が増加。
- ③4月の供給量＜需要の伸び  
一部民間運送等で4月時点の受入枠増加が保育需要の伸びを下回った。
- ④保育士の不足を要因とした待機者増  
保育士の不足を要因とし、認可定員までの受入れができないことによる待機者が増加した。

## 緊急対策① 保育の受入枠の緊急拡大

1・2歳の待機児童715人分を中心に保育の枠を緊急確保します。

### 【整備の加速化】

待機児童の大半を占める1・2歳の待機児童715人分(平成27年度現在)の確保を27・28年度の確保目標値として設定します。(0～5歳では最大約2,000人分の保育の枠を整備)



※最大約2,000人とは…  
1～2歳児715人分を定員90人規模の認可保育所のみで確保とした場合に必要となる0～5歳の整備量

### 認可保育所・小規模保育事業の効率的整備

○需要に応じた効率的な整備を行うため、特に待機児童の多い地域を「最優先」「優先」事業地域として定め、事業者を選定します。

最優先地域	優先地域
西船橋	船橋
津田沼	東船橋
原船橋	前原
法典	菟臼台
新船橋	北岸高野
坂田	下郷中山

○新設に比べ短期間で開設が可能な賃貸物件を活用した整備や、随時の自主整備を受け付け、スピード感を持った整備を行います。

### 既存施設の定員拡大

○新たな整備を伴わず待機児童解消に即効性のある既存施設の定員の増員について、私立認可保育所と個別に協議を行います。

特に待機児童の多い地域を緊急整備

## 緊急対策② 保育士の緊急確保

船橋市内の保育所等で働く保育士を緊急確保します。

### 【保育士不足を要因とした待機の解消】

○公立保育所において、保育士の不足により認可定員までの受入れができないことによる待機者が増加しているため、保育士の確保に向けた緊急対策を実施します。

【公立保育所における保育士不足を要因とした待機児童数】

0歳	1～2歳	3～5歳	全年齢
84人	136人	68人	288人

(H27.4.1現在)

### 保育士の処遇改善

○市内保育所等で働く保育士の処遇改善を図ります。

### 保育士確保キャラバンの実施

○保育士養成校に出向き、卒業後の就職先として船橋市内の保育園をご案内する保育士確保キャラバンを実施します。



### 【船橋市内の保育所等への就職促進】

船橋市内の保育所等への各種就職促進事業を実施します。

### 保育士養成修学資金 貸付制度

指定保育士養成校に在学中に、将来船橋市内の保育園で働く意思のある方に、修学資金の貸付を行います。



### 保育現場復帰のための職場体験

保育現場から離れてblankがあるため、不安感から就職に踏み切れない保育士資格を持つ方のために、保育園の職場体験や見学会を実施することで現場の雰囲気を知ってもらい、再就職につなげるお手伝いをします。

### 市の認証保育所制度の拡充

○市が定める基準を満たす「認証保育所」制度の拡充を図り、事業者の新規参入や認可外保育施設からの移行を進めます。

※27年4月より認証保育所に通う通園児補助金を増額  
9,000～22,000円⇒全年齢 30,000円/1人あたり月額

### 認定こども園への移行支援

○既存の3～5歳の定員を活用し、新たな保育の枠確保が可能となる幼稚園の認定こども園への移行を支援・促進します。

### 幼稚園における一時預かり事業の促進

○幼稚園在園児の一時預かり事業を推進し、昼間のみ2号認定子ども園の幼稚園の枠用促進をはかります。  
○実施日や預かり時間等の一定の要件を満たす園に、市独自で受け補助を行います。